

猿賀神社社叢林におけるアオサギ・ゴイサギ・カワウの被害と対応

—天然記念物「猿賀の鶴及び鷺蕃殖地」の苦悩—

藤井 弘章

はじめに

青森県平川市に鎮座する猿賀神社境内の社叢林には、アオサギ・ゴイサギ・カワウが営巣し、昭和一〇年（一九三五）から昭和五九年（一九八四）まで

「猿賀の鶴及び鷺蕃殖地」として天然記念物に指定されていた。愛知県美浜町のカワウ営巣地も昭和九年（一九三四）に天然記念物に指定され、現在も同様に指定されているが、こちらは鳥の糞を採取・利用することを前提とした指定であった。したがって、愛知県美浜町では地域の人々が樹木を含めて営巣地管理を担ってきた（藤井 二〇一〇、牧野 一〇一三⁽¹⁾）。一方で、滋賀県長浜市の竹生島のように、カワウとサギの営巣地において、鳥が追い払われ、駆除されてきた地域もある。竹生島では江戸時代から

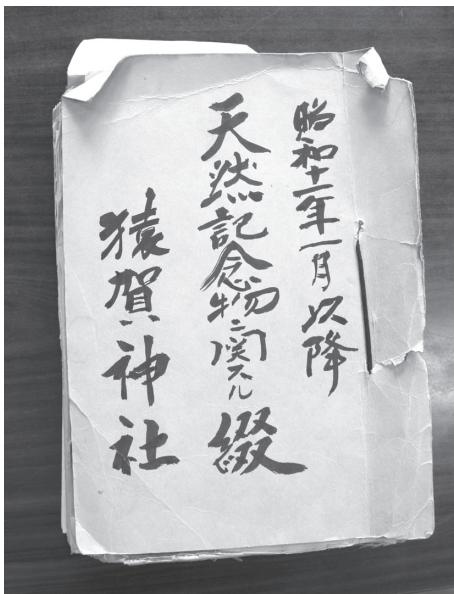


写真1 「昭和十一年一月以降 天然記念物
ニ閑スル綴 猿賀神社」表紙

鳥を追い払い、樹木を植林していた⁽²⁾。カワウやサギが営巣する地域では、営巣地の樹木枯死という「被害」や、周辺地域における漁業や農業に対する「被害」などと向き合い、鳥が営巣する場所を維持管理していくことは大きな課題であつたと思われる。

猿賀神社のウ・サギの営巣地については、生物学・鳥類学や郷土史の研究者による報告がみられるが、鳥の生態や鳥の生息数の変化を中心に取り上げられたものが多い⁽³⁾。筆者は平成二六年（二〇一四）八月に猿賀神社を訪問し、山谷敬宮司（昭和二四年生まれ）に話をうかがい、神社所蔵の「昭和十一年一月以降 天然記念物ニ関スル綴 猿賀神社」という文書を閲覧させていただいた⁽⁴⁾。この文書は、これまでも部分的に紹介されていたものもあるが、天然記念物指定から解除に至るまでを総合的に分析したものはない。そこで本稿では、猿賀神社営巣地に関する文献を見直し、神社所蔵文書の解読をおこなうことで、営巣地の「被害」と管理の問題を中心に検討してみたい。

一 天然記念物指定

猿賀神社のサギとウについて調査されるようになつたのは大正末期からであつた。大正七年（一九一八）には「狩猟法改正」がなされ、「農林業上有益な野生鳥獣の保護繁殖と狩猟鳥獣の利用増殖」を目的とした「鳥獣調査事業」が開始される。青森県師範学校の和田千蔵は、大正九年（一九二〇）に農商務省農務局からこの「鳥獣調査」の一環として、青森県の鳥類の渡りと繁殖状況調査を委嘱された〔青森県立郷土館 一二〇一〕⁽⁵⁾。和田は明治三二年（一八八九）生まれで、南津軽郡竹館村（現 平川市）の出身であるため、若いころ（明治中ごろ）から猿賀神社のサギやウを見ることがあつた〔和田 一九三五〕。調査をおこなう以前から猿賀神社のサギ・ウの営巣地の存在を知っていたということになる。和田はその後、昭和初期にかけて、青森県の鳥類についての調査をおこなつて

猿賀神社社叢林におけるアオサギ・ゴイサギ・カワウの被害と対応



写真2 大正9年（1920）ごろの猿賀神社社叢林（内田清之助撮影、『教育画報』11-5より）

いくことになり、そのなかで、猿賀神社に飛来するサギやウの情報が報告されていく。⁽⁷⁾

猿賀神社の営巣地が注目されるようになつた契機には、内田清之助の訪問も関係していると思われる。内田清之助は鳥学者で農商務省技師であつた人物で、「鳥獣調査事業」の総括をしていた。内田は大正九年ごろに猿賀神社を訪れている。おそらく、事前に和田千蔵による情報を得ていたと思われる。大正一〇年（一九二一）一月一日に刊行された『教育画報』一一五には「迷信と鳥類保護」という内田の文章が掲載されている〔内田一九二二〕。これは、鳥類が保護されている場所は、全国的に見て信仰的な意味がある場所が多いという指摘となつてゐる。このなかに、猿賀神社のウの営巣地が紹介されているのである。ここに、内田自身が撮影した猿賀神社の写真も掲載されている（写真2）。うつそうとしたスギ林の中に本殿が鎮座する様子がうかがえる。内田は猿賀神社には「ごゐさぎ、あをごゐさぎ、みぞごゐさぎ」と「鶴」がいるとして、サギ類は猿賀神社のお使いといつてこの地方では決して捕らないし、肉を食べない、ということを紹介している。

内田が取り上げることにより、猿賀神社の営巣地に関して関心が高まつていくことになった。大正一〇年から、青森県は営巣地の保存について調査を開始している〔和田一九三五〕。そして、青森県史蹟名勝天然記念物調査会から猿賀小学校訓導の小島繁寿に委嘱があり、昭和三年（一九二八）五月一〇日から昭和四年（一九二九）にかけ

けての二年間にわたつて詳細な調査がおこなわれた⁽⁸⁾。この調査は、和田千蔵の指導のもと実施され、猿賀村より調査費が支出され、猿賀神社社務所・猿賀小学校長の援助があつた〔青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇〕。二年間におよぶ調査の結果、小島はアオサギ・ゴイサギ・カワウの生態および生息数を詳細に報告したあと、「保護の必要」、「保護の方法案」についてまとめている〔青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇〕。アオサギについては、「年々減せる原因是一に狩猟鳥なるためと次に形大なるため獵者の目安となり易き為なり」とい、「是非積極的なる保護に待たざれば猿賀神社社寺林の渡来は数年ならずして絶滅せん」とする。カワウについては、昭和三・四年調査によると、三年よりも四年のほうが営巣数は減つてゐるため、「鳥類一般年々減少しつつある今日、このままに放置せばカハウにも大なる影響来るならん」という。ゴイサギについては、近年激増しているため「現在保護の要を認めざるも他鳥との平均を保つためには必要なり」としてゐる。具体的な「保護の方法案」としては、「鳥類の保護増殖を期せんとするに最も必要なは良くこれを愛護するにあり」と述べてゐる。各地で鳥が保護されているところは、「宗教的信仰、其の他の事情」によつて住民が鳥類を尊重愛護してゐる地域であるといふ。この部分に引用文献はないが、内田清之助の「迷信と鳥類保護」〔内田 一九一二〕の影響を受けた意見であると思われる。小島はさらに「これを保護せんには之れが捕獲を禁止するは勿論、尚此地域即ち猿賀神社社寺林の拡張を計り、この猿賀神社寺林付近に於て銃猟其の他の狩猟を禁止し、鳥類をして安静に棲息せしむるの要あり」と主張してゐる。そして、猿賀村および付近の青年団を利用することが肝要とも述べてゐる。昭和六年八月に刊行された『史蹟名勝天然紀念物』六一八に掲載した小島の「陸奥猿賀神社境内に於ける鵜並鷺類」には、史蹟名勝天然紀念物保存法によつてこの繁殖地を保護することを望む、という言葉が付け加えられてゐる〔小島 一九三一⁽⁹⁾〕。

小島の報告が刊行された翌年の昭和六年（一九三二）五月には、文部省嘱託の鎌木外岐雄が猿賀神社の営巣地を調査し、昭和七年（一九三二）には『天然紀念物調査報告 動物之部 二』の中に「猿賀の鵜・鷺繁殖地」という

文章を書いている〔鎌木 一九三三〕。鎌木は小島の報告を受ける形で「保存の事由及び要件」について以下のように記している。

前述の様に、猿賀神社の森に渡来蕃殖する鶲及び鷺は古来「猿賀様の鶲鷺」として知られ、殊にアヲサギは神の使者として古くより地方人士によつて愛護されてゐる。然るにアヲサギは肉美味にして狩猟鳥なるため、漁撈に利用される鶲と共に密猟せられ、年々その渡来数を減じて居り、之を昭和三一四年の構巣数の比較に就いて見るもその激減に驚かざるを得ず、数年ならずして絶滅する虞が過分にある。又一方此の地には鳥類の生態研究上得難き資料を提供するものがある。故に本蕃殖地は思想上又鳥類保護上ののみならず、貴い学術研究資料として指定保存を図る価値あるものと認める。

このような調査を受けて、猿賀神社のサギ・ウの営巣地としての重要性が認識されていく。昭和六年三月五日には、二〇年間という期限付きで猿賀神社周辺での捕獲禁止区域が設定される。和田によれば、捕獲禁止区域とされたのは、猿賀神社周辺の猿賀村（現、平川市）をはじめ、田舎館（現、田舎館村）・尾上（現、平川市）・光田寺（現、田舎館村）・浅瀬石（現、黒石市）・金田（現、平川市）・尾崎（現、平川市）・大光寺（現、平川市）の各村および黒石町



写真3 猿賀神社の鳥居前に立つ天然記念物の標識（昭和30年代撮影か、猿賀神社提供）

(現、黒石市) という広大な地域であつたという〔和田 一九三五〕。

そして、昭和一〇年（一九三五）一二月二十四日、文部省告示として官報に記載があり、文部省告示第四二七号において、猿賀神社の営巣地は「猿賀ノ鶲及鷺蕃殖地」として天然記念物に指定された。

昭和一一年（一九三六）一月九日に猿賀村長宛てに届いた「天然紀念物指定ニ関スル件」によると、「説明」として、「春ヨリ秋ニ亘リ

あをさぎ、ごぬさぎ、うノ三種渡来シ公孫樹及松ノ梢ニ営巣蕃殖ス。

古来「猿賀様ノ鶲鷺トシテ知ラル。」と書かれており、「あをさぎ、ごぬさぎ、うノ捕獲並ニ其ノ蕃殖ヲ害スル虞アル行為ハ之ヲ許可セ

サルコトヲ要ス」というものであった。「保存法違反者制裁要項」も別紙として添付されており、違反者には禁固・拘留・罰金などが科せられることが通達されている。このようにして、猿賀神社のアオサギ・ゴイサギ・カワウの営巣地は国の天然記念物として保護されしていくことになった。



写真4 現在の猿賀神社の鳥居前付近（2014年8月撮影）

天然記念物に指定される直前の昭和一〇年四月、和田千蔵は猿賀神社の営巣地について解説文をまとめている〔和田 一九三五〕。ここでは、和田は「かかる小面積の社寺林内に営巣することは学術考証上、並びに思想上の好資料であるのみならず、逐年営巣率が減つて来たのを保存しようとして」指定を受けたと記している。後年、和田は「猿賀様の神使（靈鳥）と云う伝説に基いて指定したもので、県内の「白鳥」「うみねこ」と共に三大天然記念物（いざれも靈鳥伝説に基いたもの）として世界的なものである」と語っている（「天然記念物う・さぎの調査に

猿賀神社社叢林におけるアオサギ・ゴイサギ・カワウの被害と対応

ついて」(昭和四七年五月一六日)。内田清之助が猿賀神社の営巣地に注目していたのも、神の使いとして鳥を保護してきたという点であった。天然記念物に指定されるに当たっては、鳥の営巣地として貴重であるというだけではなく、鳥の保護に信仰がかかわっているという点が重要であったことが分かる。⁽¹⁰⁾

二 昭和初期における鳥の営巣状況

猿賀神社は津軽平野の東南部を流れる浅瀬石川の氾濫原の縁にあり、周辺は広大な水田地帯となつていて、⁽¹¹⁾ 神社の境内には、鏡ヶ池、見晴ヶ池という二つの池を含み約一六〇〇〇坪の面積がある〔猿賀神社 一二〇〇七〕。南北に通る参道の突き当たりに拝殿・本殿がある。社殿の周囲は社叢林になつていて、昭和初期、猿賀神社の社叢林はおもにスギであった。内田清之助が撮影した写真にも、本殿を取り囲むようにスギ林が写っている「内田



写真5 田舎館村から猿賀神社の社叢林を望む（2014年8月撮影）



写真6 拝殿前の社叢林（2014年8月撮影）

としてはスギが中心であったが、「銀杏木」(イチョウ)・「櫟」(エレ)・「欅」(ケヤキ)が数本ずつあった〔青森県史 蹤名勝天然記念物調査会 一九三〇〕。山谷敬宮司は社叢林について以下のように語る。

神社はスギがメインだった。参道沿いにスギがあった。お宮の右に太いイチョウがあった。このイチョウにサギ、ウが営巣していた。スギにも営巣していた。一つの木でもあつちこつちにいくつも営巣していた。イチョウは、糞で枯れてきていたが、昭和四〇年ごろの台風で倒れた。

しかし、江戸時代の記録には、スギが見られないという。天和年間（一六八一～八四）の記録では、周囲が二丈五尺（約七五〇センチメートル）から二寸（約六センチメートル）までの三一〇本の内訳は、「つき」が一五〇本、「くるみ」が九〇本、「たも木」が三〇本、「あまかせ」が二本、「さくら」が一〇本、「さい



写真7 鏡ヶ池と周囲の社叢林（2014年8月撮影）



写真8 鏡ヶ池の中島から社殿方面を望む（2014年8月撮影）

かち」が二三本、「つもも」が四本、「柳」が一一〇本となっている〔佐藤 一九三一〕。スギは天和後に植林した可能性が高いようである。

大正から昭和初期、猿賀神社の社叢林に営巣していたのはアオサギ・ゴイサギ・カワウの三種の鳥であった。このうち、最も古くからいたのはアオサギであるといわれている。昭和初期の言い伝えでは、かなり昔には浪岡城下の「鷺の森」にアオサギがたくさんいたが、「鷺の森」の木が切られてから猿賀に移ってきたという〔佐藤 一九三一〕。この「鷺の森」は、浪岡町吉内（現、青森市浪岡吉内）の「さぎ杜」ではないかといわれている〔佐原 一九九六〕。江戸時代の記録や紀行文にもサギやウが出ているという〔白戸 一九八五¹²〕。

昭和初期の聞き取りでは、アオサギは「昔日何千となく來り営巣、飛び立つや天をもおほへり」といわれており〔青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇〕、昭和初期から五〇年ほど前に旅行した人の話として、「鷺がつかかる程下に降りてゐた」、「人も恐れる様子もなくそんなに逃げもしなかつた」という〔小島 一九三九〕。和田千蔵は、明治中ごろに一メートルぐらいの低い枝にまで巣を作っていたことを知っているという〔和田 一九三五〕。

〔陸奥県社 猿賀神社ニ関スル伝説〕記載の「神様と鳥の巣の話」によると、明治九年（一八七六）、本殿を修繕するため、御仮殿を本殿前のイチヨウの側に造営している。このとき、イチヨウには四〇あまりのアオサギの巣があつたという。御仮殿造営にともない、アオサギはほかへ移つたが、翌年、遷宮が終わつたあとにはアオサギはもとのようにイチヨウに戻つたという〔青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇〕。このイチヨウの大木に作られたアオサギの巣は、大正二一年（一九二二）には二七巣〔和田 一九三五〕、昭和四年には一七巣が確認されている〔青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇〕。猿賀神社全体でのアオサギの営巣数は、昭和三年に九七巣、昭和四年に五一巣となつていた〔青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇〕。この時期、青森県におけるアオサギの営巣地は猿賀神社以外には小規模なものしかなかつたと考えられている〔佐原 一九九六〕。

ゴイサギは猿賀神社には古くからいなかつたという。昭和五年からみて一五年前から著しく繁殖した「青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇」、または昭和一四年からみて十数年前から営巣するようになった(「天然記念物ニ関スル件」(昭和一四年八月三〇日))という。猿賀神社全体では昭和三年には四五二個の巣があり、昭和初期には猿賀神社ではゴイサギの生息数が最も多かつた「青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇」。

昭和初期に、猿賀の森以外にもゴイサギは黒石の保福寺裏のスギ林や弘前郊外の外駒の革秀寺「青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇、小島 一九三九」にも営巣していた。また、黒石の円覚寺の森や大光寺村の小和森にも営巣するようになつた「佐藤一九三二」。昭和六年ごろから猿賀の隣村である八幡崎(現、平川市)の神社の林にも営巣するようになつた。その後、年々増加し、

表1 猿賀神社社叢林におけるアオサギ・ゴイサギ・カワウの変化

年	アオサギ	ゴイサギ	カワウ
大正14年(1925)	70巣	500巣	150巣
昭和3年(1928)	97巣、 97巣(小島 1939)	452巣(小島 1939)	97巣(小島 1939)
昭和4年(1929)	51巣、 51巣(小島 1939)	441巣(小島 1939)	51巣(小島 1939)
昭和12年(1937)	70巣(小島 1939)		
昭和13年(1938)			150巣(小島 1939)
昭和14年(1939)	70巣	500巣	150巣
昭和23年(1948)	200羽(成鳥のみ)	500羽(成鳥のみ)	300羽(成鳥のみ)
昭和24年(1949)	60巣(雛とも)	300巣(雛とも)	70巣(雛とも)
昭和35年(1960)	20巣	50巣	15巣
昭和36年(1961)	25巣(5月)	50巣(6月)	数羽飛来(3月)、 営巣なし
昭和37年(1962)	20巣(5月)	30巣(5月)	8羽飛来(3月)、 営巣なし
昭和38年(1963)	35巣(4月)	40巣(6月)	1巣(5月)
昭和41年(1966)	18羽	100羽	0
昭和42年(1967)	10羽	20羽	0
昭和43年(1968)	4羽	20羽	0
昭和44年(1969)	0	20羽	0
昭和45年(1970)	0	10羽	0

猿賀神社社叢林におけるアオサギ・ゴイサギ・カワウの被害と対応

昭和一三年には猿賀神社には一つもなくなつた。ところが、昭和一四年には再び猿賀神社の森へ全部移ってきた〔小島 一九三九〕。「天然記念物ニ関スル件」(昭和一四年八月三〇日)によると、再び猿賀神社の森に移つたのは、八幡崎村から追われたからであるとしている。この時期、ゴイサギは猿賀神社周辺にも複数のコロニーを形成しているが、各地で問題視され、各地を転々としている。

カワウも古くから猿賀神社の森にいたというが、明治時代に来るようになったと記した資料(「天然記念物(猿賀神社) 鵜鷺写真説明書」(昭和三五年一〇月二七日)、「天然記念物鵜鷺の繁殖地猿賀神社の現況調査」(昭和三九年六月一〇日))の直後の文書) や文献もある(白戸 一九八五、尾上町 一九九二⁽¹³⁾)。昭和初期には、青森県での営巣は猿賀神社のみであった。猿賀神社全体では昭和三年には九七個の巣があつた(青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇)。カワウは猿賀と十和田



写真9 昭和35年（1960）のアオサギ・ゴイサギ・カワウ（「天然記念物（猿賀神社）鵜鷺写真説明書」（昭和三五年一〇月二七日））

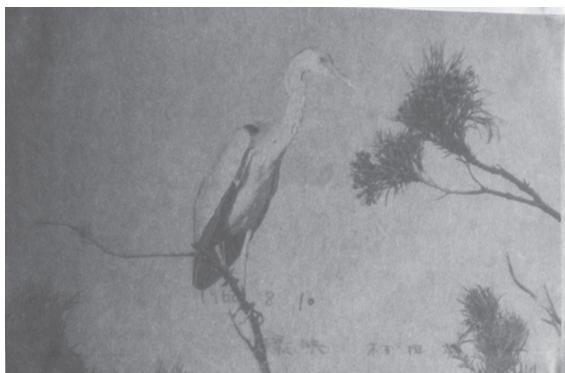


写真10 昭和35年（1960）のアオサギ（「天然記念物（猿賀神社）鵜鷺写真説明書」（昭和三五年一〇月二七日））

湖を一日に二回以上往復するという〔佐藤 一九三二〕。

猿賀神社ではアオサギ・ゴイサギ・カワウのほか、昭和五年からみて三〇年前（明治末期）まではシラサギが二・三羽混じって営巣していた、ミソゴイも年により来ていた、明治まではヨシゴイ（ダウ）も巣をかけてあつた、という〔青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇、小島 一九三九〕。

昭和三・四年の調査において把握された鳥の生態について簡単にまとめておく〔青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇、小島 一九三九〕。アオサギ・ゴイサギ・カワウはいずれも渡り鳥である。昭和三・四年の調査では、渡來する日についても調査されている。最も早く渡來するのはカワウで、二月中旬に渡來する。旧暦一月七日に猿賀神社でおこなわれる七日堂祭前後に渡つてくるといわれているといふ。繁殖地を去



写真11 昭和35年(1960)のアオサギ(「天然記念物(猿賀神社)鶴鷺写真説明書」(昭和三五年一〇月二七日))



写真12 昭和35年(1960)のアオサギ(「天然記念物(猿賀神社)鶴鷺写真説明書」(昭和三五年一〇月二七日))

猿賀神社社叢林におけるアオサギ・ゴイサギ・カワウの被害と対応

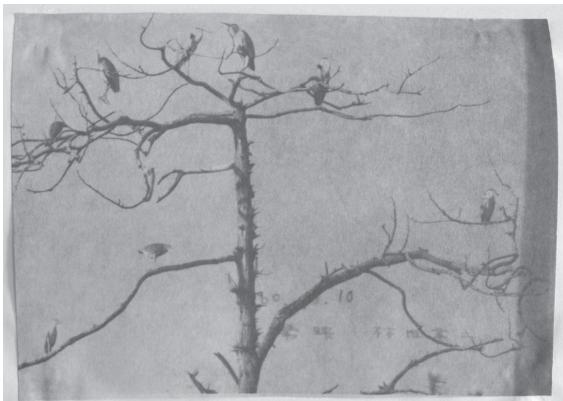


写真13 昭和35年(1960)のゴイサギ(「天然記念物(猿賀神社)鶴鷺写真説明書」(昭和三五年一〇月二七日))

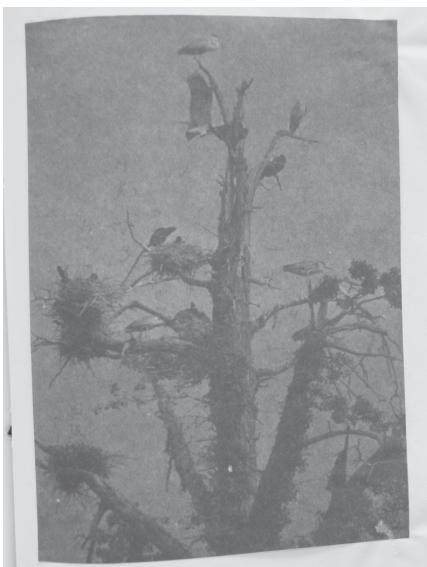


写真14 昭和35年(1960)のゴイサギ(「天然記念物(猿賀神社)鶴鷺写真説明書」(昭和三五年一〇月二七日))

るのが最も早いのもカワウで、九月上旬から下旬に渡り終える。アオサギは三月下旬に渡来し、八月下旬に渡り終える。ゴイサギは最も遅く渡来し、三月下旬から四月上旬に渡来する。繁殖地を去るのは最も遅く、一〇月末から一一月中旬である。ゴイサギは初雪を見て行く、という言い方があるという。

アオサギは巣の材料は枯れ枝やカヤ・アシ・ヨモギなど枯草の茎で、社叢林周辺の水田から運ぶ。一本の木に営巣する数は一・二個であるが、イチヨウには明治九年には四〇個以上の巣があつた。餌はフナなどの魚類やゲンゴロウ、カエルのほかネズミなどである。産卵は四月上旬から六月上旬、抱卵日数は二八日ぐらい、巣立ちまでは四五日ぐらい、六月中旬から七月月中旬に巣立ちする。

るため、カラスなどの外敵から守られている。巣の材料は枯れ枝や枯草で、営巣時期が遅いために枝を折り取ることも多い。営巣樹種はスギが最も多く、昭和三年には一本の木に三七個の巣があるものもあつた。餌はフナなどの魚類やゲンゴロウ、カエルで、ゴイサギはアオサギ・カワウの落とした餌を食べるという。五月上旬から七月下旬に産卵し、二四・五日で孵化する。巣立ちまでは二四日ぐらいで、五月下旬から九月中旬に巣立ちをする。

カワウの営巣区域は社叢林の中でも最も風が激しい場所にある。巣の材料は、主として枯れ枝で、渡来するのが早いため、ほかの鳥の古巣を修理して使うこともある。枝のみで巣を作ることもある。一本の木に営巣する数は一・二個であるが、イチョウには昭和四年に一五個の巣があつた。餌はナマズ・ウナギ・フナなどの魚類である。産卵は四月初旬から六月下旬で、抱卵日数は二五日ぐらいである。巣立ちまでは三五



写真15 昭和35年（1960）のカワウ（「天然記念物（猿賀神社）鵜鷺写真説明書」（昭和三五年一〇月二七日））



写真16 昭和35年（1960）のカワウ（「天然記念物（猿賀神社）鵜鷺写真説明書」（昭和三五年一〇月二七日））

猿賀神社社叢林におけるアオサギ・ゴイサギ・カワウの被害と対応

日ぐらいで、五月下旬から七月下旬に巣立ちをする。

小島によつて昭和初期に報告された鳥の生態は以上のようなものとなつてゐる。現在は鳥の営巣はないが、聞き取り調査で昭和二〇年代から三〇年代のことを見くことはできる。筆者は山谷敬宮司から以下のようないことを聞いた。

サギはアオサギとゴイサギがいた。ゴイサギはあんまり働かない。アオサギから魚を横取りしていた。ウは力ワウだけだつた。ウは魚捕りの名人。事実かどうか分からぬが、八郎潟まで魚を捕りに行くといつてた。

昭和三九年三月五日、当時の山谷正宮司は大正一四年から昭和三八年までの鳥の数をまとめている物「猿賀ノ鶴及鷺繁殖地」について)。その後、昭和五七年二月二十五日、当時の宮司代務者山谷敬氏から文化庁長官にあてた報告書にも、鳥の営巣数の経年変化をまとめている(「天然記念物猿賀の鶴及び鷺繁殖地の状況について(報告)」)。これらの数字をもとに、小島の文献の数字を合わせて鳥営巣数および生息数の経年変化をまとめておく(表1⁽¹⁴⁾)。単位は巣と羽が混在しているが、そのまま表記した。また、調査した月が記入されているもの

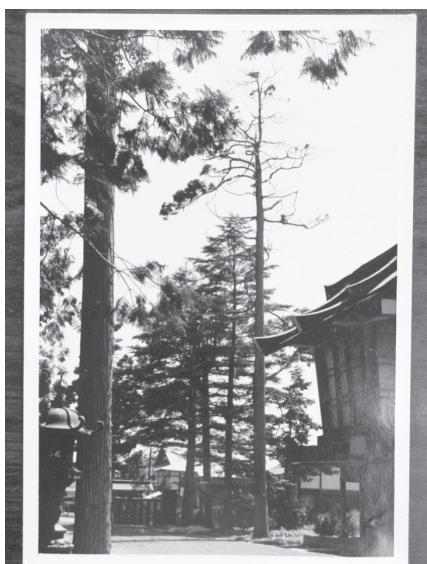


写真 17 社務所付近の営巣風景(昭和30年代撮影か、猿賀神社提供)

は月を入れた。小島の文献に報告があるものについてはこの数字も補つた。なお、『尾上町誌』〔尾上町一九九二〕、およびこれを引用している『青森県史』〔青森県史編さん自然部会 一〇〇三〕では、昭和三九年三月五日調査として鳥の数字を表しているが、上記の神社文書とは合致しない部分がある。

写真9～16は「天然記念物（猿賀神社）鶲鷺写真説明書」（昭和三五年一〇月二七日）に掲載されているものである。これは、『図説日本文化地理大系』（昭和三五年一〇月二八日刊行、小学館）に掲載するために送付した写真の複製であると記されている。⁽¹⁵⁾ なお、「天然記念物（猿賀神社）鶲鷺写真説明書」の文章を書いているのは、のちに『尾上町の文化財 その由緒由来考』を書いた白戸金治郎である。

三 鳥の民俗

大正から昭和初期にかけての調査において、鳥に関する口碑なども聞き取りされ、記録されている。現在では聞くことのできない利用に関する習俗も記されており、鳥の民俗を考えるうえで貴重な報告となっている。

アオサギはアマアギやサギ「青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇、和田 一九三五」、アマサギ「佐藤一九三一」などと呼ばれていた。「猿賀様の鷺」といわれてきたのはアオサギであるという〔小島 一九三九〕。神社文書でも同じように、「猿賀様の鷺」といわれてきたのはアオサギであると記されている〔「天然記念物ニ関スル件」昭和一四年八月三〇日〕。毎年、春に神社境内に渡来してくるのは、神の思し召しであり、神の使者と信じられてきた。先に来た鳥は、「大公孫樹」（イチヨウ）の頂に止まつて一声高く叫び、神に到着を告げるといわれている〔小島 一九三九〕。佐藤は、「頸を折り曲げ脚を伸ばし羽を静かに動かして森の上を翔ける様は實に神様の御使者に相応はしい感を与へる」と記している〔佐藤 一九三一〕。神社文書には、「其ノ形鶴ノ大サアリテ一般参拝者ニ賞観セラルモノナリ」とある〔「天然記念物ニ関スル件」（昭和一四年八月三〇日）〕。「鶴とも見紛う青鷺が神殿

の上を飛翔したり、境内林の梢に宿り一声高く鳴く姿は、まさに神の使鳥に相応しく、神域をより神秘的にしていた」という言い方もされている〔白戸 一九八五〕。アオサギはツルと色や大きさが似ているために珍重されたきたようである。⁽¹⁶⁾

ゴイサギは方言でアマサギ・ゴイ・サギ〔青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇〕、アマサギ・ゴイ〔和田 一九三五〕、ヤチゴメ〔佐藤 一九三一〕、などと呼ばれていた。大正から昭和初期にかけて新たに飛来するようになつたためか、ゴイサギに関する言い伝えなどは記されていない。

カワウは、ウノドリ〔青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇、和田 一九三五〕と呼ばれていた。カワウも古くからいたといわれるが、営巣地が社殿の後方であつたことと、色が人目に付きにくいため、口碑なども少ないという〔小島 一九三九〕。

二章でも紹介したが、村人たちは鳥のことをよく見ており、飛来時期などに關する民俗知識を有していた。カワウは旧暦一月七日に猿賀神社でおこなわれる七日堂祭前後に渡つてくる、ゴイサギは初雪を見て行く、などという知識である〔青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇〕。農作業の時期やその年の気象の目安にもしていたというが〔青森県史編さん自然部会 一〇〇三〕、具体的な事例は報告されていない。⁽¹⁷⁾

村人はこれらの鳥に危害を加えると災難が身に迫るということで大切に保護してという〔和田 一九三五〕。狩猟者から守るために、村人が神社に行つて番をすることもあつたという〔和田 一九三五〕。昭和初期には、猿賀神社の氏子は鶏肉・鶏卵は食べないといい、昭和三・四年調査時から一・三〇年前（明治末期から大正初期ごろ）までは、鶏卵を販売して得た錢は不淨として他の錢と一緒にしなかつたという。鶏卵を売つた金は乞食に与えたともいう〔和田 一九三五〕。獸肉も一切食用にしないという。これは「鶏鷺」と「兎」が同じ音であり、ウサギと同じ四足の獸も食べない、という觀念があつたという。和田も、「村人はこの鳥と神社との関係深いことを縁起にし

て、殺生禁断を主張し、凡ての鳥獸の肉や卵迄食べない事になつていた」とし、昭和一〇年当時、「今でもなおこの主義をとつてゐる人も少なくない程ある」と述べている〔和田 一九三五〕。「陸奥県社 猿賀神社ニ関スル伝説」記載の「卵を食べた話」には、猿賀の者は「四足二足」をあやまつて食べると口が腫れる、神社で鳥獸の料理をすることも食べることも禁じられていると記している。また、『津軽俗説撰』を引用して、猿賀神社の氏子は「鶴肉並びに鶏卵は食べない」としている〔青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇〕。

しかし、一方でアオサギとカワウは利用されることもあつた。アオサギの肉は美味といわれ、食用にされることがあつた。旧藩時代、津軽藩では夏の土用に神よりサギを頂戴するということで、アオサギ二羽を鷹狩した。しかし、神罰を恐れて、長い竹竿の先にアオサギを結びつけて持ち帰つたという〔小島 一九三九〕。アオサギは「夏土用中に婦人の頭上を飛び去るを婦人病に効あり」「青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇、小島一九三二」、「夏土用中に婦人の上を飛んでさへ婦人病によい」「小島 一九三九」などという言い伝えもある。小島は鳥の保護のために調査をしているため、この言い伝えを書いたあとで、「どんでもないこともあります」と記している〔小島 一九三九〕。小島は、アオサギが減少しているのは、狩猟が原因であるとする〔小島一九三六〕。昭和初期の古老の語りとして、巣の材料を運ぶ区域は年々狭まつて巣の近くの水田から運んでいたが、昔は遠くから運んでいた、と記されている。これは、狩猟の対象として撃たれるからである。小島が聞いたところでは、巣の材料を運ぶところを獵師は狙つて撃つという。

小島によると、カワウは「狩猟鳥なるも肉不味なるために幸せるならん」とされる〔青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇、小島 一九三六〕。しかし、ウは漁撈に利用するために盗み取られることがあるとも記されている〔小島 一九三六〕。昭和一四年から一〇数年前（大正末期）、秋田県の人が人に頼んで猿賀神社のカワウの雛を捕つたことがあつた。このときは、猿賀村の人に発見されて逃げ帰つたという〔小島 一九三九〕。和田はこの

ことについて、秋田県の「敷物師」が夜間に忍び込み、巣立ちして下に落ちてゐるウの幼鳥を盗み、長良川の鵜飼い用の鳥として売り出したとしている〔和田 一九三五〕。

以上の報告をまとめるに、江戸時代にはサギなどが捕獲され食用にされることもあったが、神社周辺ではとくにアオサギの捕獲を禁止して守ってきた、ということになる。サギやウが減少していく理由について、和田は以下のように述べている。「世の中が開け次第、附近の田園で猟師に捕られる数も多くなり、又各自の仕事が多くなつて来たから、お宮に行つて十分に番をしてやることも出来なくなつた」ため、「明治、大正にかけてめつきり鳥が不足になり、今では三〇年前の約半数に巣の数も減つてゐる」という〔和田 一九三五〕。明治以降、販売目的の狩猟・捕獲が急速に増加し、猿賀の人たちが神の鳥、自分たちの鳥として守りきれなくなつたということを意味していると思われる。

以上、昭和初期に記録された鳥の民俗についてまとめておいた。平成二六年（二〇一四）八月、筆者は山谷敬宮司から聞き取りをおこなつたところ、以下のようない伝えを聞いた。

津軽の殿様が参拝に来たとき、上から糞を落とした。殿様はサギに出て行けど命令したので、一羽もいなくなつた。その後、殿様が参勤交代の途中で伊達藩に寄り、伊達の殿様と話をしたとき、見覚えのある小姓がいた。殿様が聞くと、「私は猿賀のもんで、サギの化身です。殿様に追つ払われたので、ここにおります。」と言つた。殿様は反省して、呼び寄せたという。

この伝承は昭和初期の報告などでは報告されていないものである。
鳥の捕獲・食用については、山谷敬宮司は以下のように語つた。

指定されていたのでむやみなことはできなかつた。進駐軍が遊び半分で猟銃を撃つことはあつた。地元の人は鳥を捕ることはなかつた。食べる習慣はなかつた。卵も食べない。卵を採つたことも聞いたことがない。

なお、猿賀神社と同じように天然記念物に指定された愛知県美浜町のカワウ営巣地では、カワウの糞を採取して肥料として利用していた。しかし、猿賀神社ではカワウやアオサギの糞を採取したという報告は見当たらない。山谷敬宮司は以下のように語る。

糞も利用したのは知らない。糞は一か所にまとまつてゐるわけではない。採るのは難しいと思う。

一方、昭和一〇年代から二〇年代にかけて、猿賀神社の営巣地を観光地にしようという動きもあつた。山谷敬宮司は以下のように語る。

名物になつていた。小中学校の遠足では教材の一つとして観察してゐた。珍しさに遠方から來た人もいると思う。観光地化しようという動きもあつた。

五章で触れるように、昭和二四年（一九四九）に神社近くの盛美園と連携して観光コースを設定しようという動きも計画されていた。

また、猿賀神社境内には、サギとウの供養碑が建つてゐる。昭和三四年（一九五九）に当時の宮司が建てたものである。これは、利用を前提とした供養ではない。五章で触れるように、昭和三〇年からゴイサギの駆除がおこな

猿賀神社社叢林におけるアオサギ・ゴイサギ・カワウの被害と対応

われている。また、六章で述べるように、昭和三〇年代は、鳥の巣が減少していった時期である。駆除されたゴイサギと、減っていく鳥の保護の意味を込めて供養碑を建てるうことになったのではなかろうか。

・猿賀神社の鵜飼の石碑（写真18）

（表）

神恩無窮

伊勢神宮奉贊会会长 佐藤尚武 謹書

（裏）

遭難鵜飼ここに冥る 昭和三十四年十一月二十一日 建之

昭和十年十二月二十四日 文部省指定 天然記念物 鵜飼繁殖地

猿賀神社宮司 山谷正 敬書

高さ 一四〇
幅 四七
奥行 cm cm cm



写真18 ウ・サギ供養碑（2014年8月撮影）

地上高さ（台座含む）一〇〇cm

四 鳥の「被害」と神社の対応

小島の報告では、アオサギ・ゴイサギ・カワウによる被害についてはほとんど報告されていない。ところが、佐藤雨山はカワウは養魚の害鳥、ゴイサギは養魚と水田において害鳥という。また、以下のようにも記している〔佐藤 一九三二〕。

以上の鳥は確かに猿賀の名物で中にもアヲサギやウの如きは其の繁殖場所も少いので該社叢の如きは天然記念物とする価値もあらう。然し又其反面には其繁殖地方に於ける有害物であつて中にも該社叢の如きはこれが為め年々樹木の発育を害し社内の外觀を損じ悪臭を發して反つて神の神聖を殺ぐやうな感を与へる。それで參詣杯も林下の通行を危み常に迷惑を感じてゐる。

このように、天然記念物指定前、地元でまとめられた郷土史の本には、鳥は社叢林にとつても有害物であるといふことが書かれているのである。小島も当時の宮司から、林を枯らすのはゴイサギであると聞いている〔小島 一九三九〕。これについて、小島は境内を広め増林することが肝要であると主張している〔小島 一九三九〕。

和田千蔵も鳥による被害を報告している。「樹木は鶴と鷺の営巣と熱糞を浴びる為に枯れ、林内は空氣の透通が悪く、夏季繁殖期間は林内の臭氣鼻をつく。下草も糞のため汚れているから衣類も靴も滅茶になる。」とし、アオサギについては、「農家にとつては水田の稻を踏倒されるので非常に困るが、天然記念物に指定になつたからどうする事も出来ない」と述べている〔和田 一九三五⁽¹⁹⁾〕。

以下、「神社文書」により、神社側の主張をみておきたい。天然記念物に指定された直後の昭和一一年（一九三六）一月一五日、神社の宮司は県に対して以下のようないきをしている。

昭和十一年一月十五日

県社猿賀神社社司 山谷義雄

青森県学務部長 高辻武邦殿

天然記念物取扱方ニ関スル件伺

今回当神社境内ニ渡来営巣蕃殖スル鶲鷺ニ対シ天然記念物トシテ指定相成候趣承リ候へ共、本件ニ関シテハ未タ當神社ニ対スル何等ノ御通牒モ無之候処、神社管理者トシテ心得置クヘキ必要モ有之候事ト被存候間、右取扱方ニ関シ詳細御指示有之度此段相伺ヒ候也。

尚当神社境内樹林ハ該鳥類ノ為害セラレ枯死スルモノ近年頓ニ加ハリ、森巖ヲ損スルモノ甚シク、現状ノ併看過スルニ於テハ、将来境内ノ全林ヲ枯死セシムルニ至ルヘク、遂ニハ之等ノ鳥類ノ渡來シ得サル結果ヲ招致スルニアラサルカヲ懸念セラルル次第ニ候間、樹林保護方ニ関シ林務関係専門家ヲシテ鋭意研究相成ル様御取斗煩シ度申添候也。

昭和一〇年（一九三五）一二月二四日の天然記念物指定にともない、神社側には県から詳細な指示がなかつたようである。したがつて、神社から具体的な指示を問い合わせている。鳥により境内の樹林は枯死しているため、このままでは社叢林が全滅することを懸念している。鳥を保護するために、樹林を保護したい、という要望となつてゐる。しかし、県からの回答は、史蹟名勝天然記念物保存法により文部省から指定されたので、猿賀神社に管理に

当たらせたい、という指示があつただけであつた（「天然記念物指定ニ関スル件」（昭和一一年二月一七日））。

昭和一四年（一九三九）には、神社から県に対し、以下のように天然記念物に関する詳細な報告をしている。

昭和一四年八月三〇日

県社猿賀神社社司 山谷義雄

青森県学務部長 中野四郎殿

天然記念物ニ関スル件

当神社境内天然記念物ノ状況御指示ニ依リ左記及報告候也

記

一 猿賀ノ鶲鷺ノ最近ニ於ケル繁殖及営巣ノ状況

イ 営巣ノ数

目算ニテ次ノ如シ

一 あをさぎ 約七十巣

二 う 約百五十巣

三 ごぬさぎ 約五百巣

ロ 繁殖ノ状況

三種類共ニ一巣三羽生ルルヲ普通トス、稀ニ四羽生ルルアリ

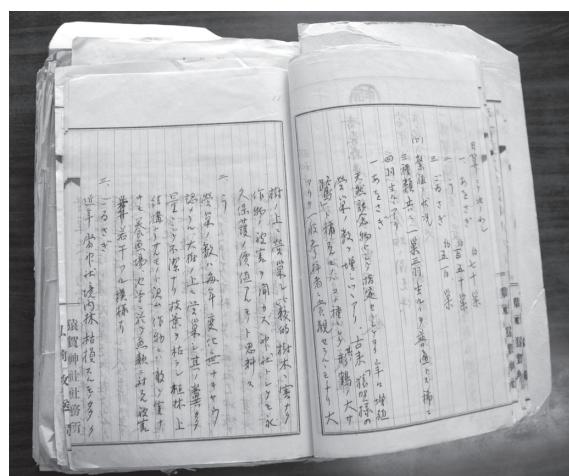


写真 19 「天然記念物ニ関スル件」（昭和一四年八月三〇日）の一部

一 あをさぎ

天然記念物トシテ指定セラレテヨリ、年々増殖営巣ノ数ヲ増シツツアリ。古来「猿賀様の鷺」ト称スルモノハコノ種ニシテ、其ノ形鶴ノ大サアリテ一般参拝者ニ賞観セラルモノナリ。大樹ノ上ニ営巣シ、比較的樹木ニ害ナク、作物ノ被害ヲ聞カズ、神社トシテモ永久保護ノ価値アルモノト思料ス。

二 う

営巣ノ数ハ毎年変化無ナキヤウ認メラル。大樹ノ上ニ営巣シ、其ノ糞多量ニシテ不潔ナリ。枝葉ヲ枯ラシ植林上結構ナラサルモノト認ム。作物ニハ敢テ害ナキモ、養魚場、池等ニ於テ魚類ニ対スル被害若干アル模様ナリ。

三 ごぬさぎ

近年当神社境内林枯損スルモノ多ク営巣スヘク適當ノ樹林ノ減少シタル結果、昭和十二年以来ごぬさぎノ営巣スルモノ極テ少ナク僅カニ二三ヶ所ニ過ギサリシガ、今年ニ至リ遽ニ群来シ從来営巣ヲ見サリシ樹木ニマデ殆ト余ス処無ク営巣シ喧噪極リナキ状況ナリ。殊ニ此ノ種ハ不潔ニシテ、枝葉ヨリ樹下一円ニ糞ヲ散乱シ、臭氣紛々トシテ鼻ヲ掩ハサルヘカラザルノ有様ニシテ、森嚴ナル神域ヲ汚シ、参拝者ヲシテ嫌忌セシムルコト甚シ。中ニハ飛ビナガラ脱糞シ、参拝者ノ頭上或ハ衣服ニカケラレ迷惑スルモノ少ナカラズ。殊ニ此ノ種ノ鳥類ノ糞ハ白色ノ液体ニシテ、脂肪多ク、一旦衣類ニ付着セバ容易ニ抜キ去ルヲ得ズ。種々薬品ヲ使用シ居レトモ完全ナルモノナシ。

ごぬさぎハ往昔ヨリ生棲シ居レルモノニアラザル由ニテ、茲十数年前ヨリ営巣スルニ至リシモノニシテ、此ノ種ハあをさぎ、う等ノ如ク当社境内ニ限り営巣セズ、黒石、弘前、其ノ他諸所ニ営巣シ居リ、隣村大字八幡崎村社八幡宮境内ニ茲ニ二年間位営巣蕃殖シ居タル処、害鳥トシテ驅逐セラレタリ。

其ノ他ノ場所ニ於テモ害鳥トシテ驅逐シツツアル状況ナリ。

二

境内外ノ立木生育上ニ及ホス影響並ニ処置。あをさぎハ甚シキ被害無ケレド、うハ樹木ノ若葉ヲ取りテ巢ノ材料トスル為メ立木ノ生育上害アリ。殊ニ其ノ糞ハ有害ニテ樹木ノ發育ヲ妨ケルコト尠ラサルモノアリト認メラル。茲ニ最モ有害ナルハごゑさぎナリ。即チ當巢ニ際シ杉其ノ他各種ノ若葉ヲ折リ之ヲ材料トスルノミナラス、巢ノ付近一帯ニ亘リ立木ノ小枝、或ハ芽、青葉等ヲ折リテ自然枯死ニ至ラシムル状態ニ在リ。春季當巢ノ頃ハ折捨テラレタル杉ノ葉ハ境内一円ヘ散乱シ、甚シキハ參道ノ一部ニ杉ノ若葉ヲ以テ敷詰メタルカ如キ觀ヲ呈スルコトアリ。其ノ被害ノ甚大ナル言語ニ絶スルモノアリ。既往茲十数年来、枯死シタル境内ノ杉ハ實ニ数百本ニシテ之レ皆ごゑさぎニヨル被害ナリ。要スルニ現在ノ状況ハ境内林ニ対シ之等鳥類ノ數ニ於テ甚シク多過ギ到底收容不可能ノ状態ニ在リ、即チあをさぎ、うノ二種ヲ生棲セシムレバごゑさぎヲ當巢セシムル余地無シ。結局之レカ整理ヲ行ハサレバ立木枯死シ遂ニハ之等鳥類ノ當巢モ不可能ニ至ルヘキハ必然ナリ。ごゑさぎノ渡來當巢無カリシ時代ハ斯程ノ被害ナカリシ由ナルモ、茲十数年来ノ被害ハ夥シキモノニシテ、之レニ対シテハ年々補植ヲ行ヒツツアルモ、補植シタル苗木ノ成長ハ相当年数ヲ要スルモノナルヲ以テ、枯死シタル跡ハ速ニ境内林ノ風致ヲ補フ能ハサル実況ニシテ、実ニ憂慮ニ堪エサルモノアリ。尚之等鳥類ノ飛來ハ毎年三月上旬ノ頃ヨリ四月ニ亘リテう。三月下旬ヨリ四月中旬頃ニ亘リテあをさぎ。四月下旬ニ亘リテごゑさぎ。ノ順序ニシテ巢立ハ各ノ順序ニ依リ、早キモノハ六月下旬ヨリ飛ビ去リ八月下旬ニ至レバう及あをさぎノ殆ト全部が巢立シ、ごゑさぎハ最後ニシテ其ノ最モ甚シキモノハ十月頃マテ居残ルモノアリ。

三

作物ノ被害アラバ其ノ状況並ニ対策
あをさぎ及うハ共ニ作物ニ被害ナシ。作物ノ被害ハごゑさぎニシテ、水田ニ獲物ヲ得ムカ為飛ビ降リ稻

ニ攫マリテ莖ヲ折リ倒スモノアリ。之レカ被害甚大ナルモノアル由ナルモ、當猿賀トシテハ他ノ部落ト異

ナリ、鷺ハ神ノ使者ナリトノ信念ヨリ、敢テ騒クモノナキ有様ナリ。

以上ノ如ク五位鷺ハ有益ナル点ハ毫モ無ク害ノミ多クシテ、其ノ当神社境内ニ群集スル有様ハ唯驚クノ外無ク、臭氣鼻ヲ突キ、神域ニ対シ恐懼ニ堪エサルモノアリ。サレド之レニ対スル処置方法トシテハ全ク施スヘキ策モ無ク、要ハ鳥ノ制限アルノミト思料ス。

神社が報告しているのは、鳥の生態についての情報ではない。天然記念物の現状と課題についての報告となつてゐる。神社では鳥ごとに被害を細かく把握していることが分かる。アオサギは樹木にも作物にも被害はないといふ。カワウの場合は、枝葉を折り取ることと、糞が樹木の発育に影響を与えてゐるといふ。また、養魚や池の魚の食害もあるといふ。とくに、被害が大きいのはゴイサギであるといふ。ゴイサギは枝葉を折り取り、糞は樹木の発育に影響し、十数年のうちに数百本のスギが枯れたのはゴイサギが原因であるとする。スギの葉を参道に撒き散らし、参拝者に糞をかけるなど、迷惑が大きいことを指摘する。ゴイサギが営巣する前には、これほどの被害がなかつたとしている。ゴイサギは水田にも害があるといふ。このように、鳥により被害が異なることを述べ、現状は「収容不可能」の状態であつて、ゴイサギの数を制限しなければ、アオサギとカワウは保護できないと主張している⁽²⁰⁾。ゴイサギは周囲の地域でも駆逐していることを述べて、ゴイサギ駆除の妥当性を主張している。神社としては、植林をしているが、苗木が成長するには年数がかかるため、境内の「風致」はすぐには補うことができないと云ふ。以上のような被害があるため、鳥の制限をおこなう必要があると結んでゐる。

昭和十六年（一九四一）二月二二日には、神社から県知事宛てで鳥の営巣制限に関する具体的な提案が提出される（天然記念物ニ対スル制限保存方ニ付稟申）。ここでも、「最早一刻モ猶予相成難ヲ此ノ仰看過スルニ於テハ茲

数年ナラズと境内樹林中ノ大木ハ殆ト枯死シ結局之等ノ鳥類モ「営巣不可能」となると述べられている。また、「境内樹林ノ生育上妨害トナラサル程度ニ於テ、之等鳥類ノ営巣ヲ制限減少セシメ、兩者共ニ完全生存シ得タルベキ方針ノ下ニ保護仕リ度」という言葉も見える。神社からの具体的な鳥の制限案としては、「境内清掃ノ意味ヲ以テ村内警防団ト協力シ自動車唧筒ノ放水ヲ利用シテ隨時樹林ヲ洗浄シツツ之等過分ノ鳥類ヲ境外ニ放逐シ以テ適當獵量ニ制限致度候」というものであつた。つまり、ポンプによる放水によつて境内を洗浄しつつ鳥を追い払う、という。この申請書の文末には、今年はまだ鳥は見当たらないが、一週間以内には飛来するであろう、と結んでいる。鳥の飛来直前に、切迫した状況のもとで書かれたことがうかがえる。

この申請について、同年五月九日、自動車唧筒放水の時期と回数について県からの問い合わせがあり（「天然記念物保存ニ関スル件」）、同年六月一六日には、「天然記念物ニ関スル件」という回答が神社から県に提出されてい



写真 20 猿賀神社の拝殿（2014 年 8 月撮影）



写真 21 拝殿付近から参道を望む（2014 年 8 月撮影）

猿賀神社社叢林におけるアオサギ・ゴイサギ・カワウの被害と対応

る。時期はゴイサギが渡来する季節の四月中旬から五月下旬に隨時おこない、六月中には終了する見込みとしている。この回答には、「最モ有害ナル「五位鷺」及「鶲」ノ一部ヲ放逐セントスル」とあり、カワウの一部もゴイサギとともに追い払おうとしていたことがうかがえる。理由として以下のようなことが述べられる。

(前略)

境内森林ノ枯損被害ハ主トシテ五位鷺ニヨルモノニシテ、鶲之レニ次キ青鷺ハ格別甚シキモノアルヲ認メス。

(中略)

五位鷺ノ飛來ハ茲二十数年前ヨリ始マリ、當時ハ數ニ於テモ格別多カラサリシモ、最近兩三年前ヨリ県下各方面ノ森ヨリ集リ現在ニ於テハ無数、殆ト算スル能ハズ。境内臭氣紛々トシテ社殿屋上ハ勿論、殿内ニマデ其ノ糞ヲ飛散セシム不潔極ナク、神靈ニ対シ奉リ恐懼ニ堪エサルモノアリ。

(後略)

社殿に対する被害があつたことも述べられており、神社にとつて緊急の課題であつたことが分かる。

放水の件について、県は国に問い合わせをし、昭和一六年九月五日、文部省宗教局長より県に対し指示が出てゐる(「天然記念物猿賀ノ鶲及鷺繁殖地ニ関スル件」)。當巢の制限は、ゴイサギのみを対象として、アオサギとカワウを驚かせないようにする条件として記されている。そして、放水は樹木の生育を阻害する恐れがあるとして、「短冊形ノ「ブリキ」片等ヲ五位鷺ノ巣ノ付近ニ垂下セシムル様」指示している。この指示は県から神社には九月一〇日に通達されている。

この通知を受けて、同年九月一六日には、神社から県の学務部長宛てにブリキ片設置の問題点について陳情書が

提出される（「天然記念物保存施設ニ闇スル件」）。この夏に生息した鳥類は三〇〇〇羽余りで、九月一六日現在はゴイサギが二〇〇羽程度残っているといい、「年増ニ枯れ行ク境内ノ林相ヲ眺メテ為ス処ヲ知ラサル状態ニ有之候」と、宮司の心情が書かれている。ブリキ片の問題点としては以下のようない意見が述べられている。高さ十数間（約二七メートル）の杉に上がることさえ容易ではないのに、巣の近くにブリキ片を取り付けることは難しい。足場を構えてブリキ片を設置するためには、費用は莫大にかかる。少なくとも、スギ一本につき三〇円かかり、境内の百数十本の樹木に対しては四・五千円の費用が必要となる。しかも「各樹木ハ何レモ鳥類ノ被害ニテ突出セル枝ハ殆ト枯レ強風ノ度毎ニ折損シツツアル」ために、ブリキ片は枝とともに落下するものが多いと思われる。このように述べたあと、あくまでゴイサギを保護しようとするのは「国体明徴ニ背キ、増産計画ヲ妨害スルモノニシテ、国家トシテ看過シ得サルモノニアラサルカ」と、当時の社会情勢に合わせた訴えをし、「天然記念物タルコトヲ取消可然モノカト被存候」と意見を述べている。

このように、神社としては現場の状況を踏まえて、国と県の指示に対する問題点を列記し、樹木保護と鳥類保護のために対策を取りたいと奔走している。昭和一六年九月二七日には「鳥類捕獲禁止区域ノ解禁方ニ付申請」が宮司から県知事に対して提出される。ここでも、「年々其ノ数ヲ増シ境内ノ樹林ヲ枯死センメ、其ノ被害甚大」とし、稻の被害があるゴイサギ、養魚の被害が大きいカワウについて、駆除すべきであると訴えている。⁽²⁾ただし、この申請が認められたかどうかは不明である。

昭和二〇年代になつても状況はあまり変わつていなかつたようである。昭和二三年（一九四八）五月一〇日、県の教育部長宛てに神社から天然記念物の報告が提出されている（「国宝史蹟名勝天然記念物重要美術品等の報告について」）。これは、県の教育部長から提出を求められて神社がまとめたものである。ここには、鳥の生息数について、アオサギが約二〇〇羽、ゴイサギが約五〇〇羽、カワウが約三〇〇羽とし、「現在は境内樹林はこの鳥害によ

猿賀神社社叢林におけるアオサギ・ゴイサギ・カワウの被害と対応

り殆枯死に瀕してゐる」、鳥の営巣のためには鳥と樹木の保護が必要であると述べられている。

昭和二三年六月三日には、連合軍最高司令部天然資源局野外生物科長理学博士オー・エル・オースティンが猿賀神社を訪問、天然記念物について調査し、「保存方について力強い言葉を頂きました」という（（猿賀神社宮司より管理部業務課旅客観光係長宛て書簡）昭和二四年五月一六日）。具体的な提案は不明であるが、翌二四年（一九四九）五月一六日には猿賀神社に近接する盛美園とともに観光コースを設定するという案が神社から出されている（（猿賀神社宮司より管理部業務課旅客観光係長宛て書簡））。この提案は、昭和一〇年代から計画されたというが、戦後、「一大観光園」として宣伝することで、天然記念物を保存していくこうという提案となつていて。ここには、単に観光地化を図るだけでなく、近接する盛美園との連携を計画している点が特徴的である。鳥類は盛美園との間をつなに行き来しているので、天然記念物にとつて盛美園の存在は不可欠であるという。猿賀神社境内と、盛美園を接続する計画を進めている。後述するように、昭和二七年、三〇年には盛美園の樹木も鳥の被害にあつて枯死しており、鳥の保全という観点からも、猿賀神社と盛美園の連携を図る重要性が認識されていたようである。

昭和二四年（一九四九）六月一七日、突風と降雹があり、神社境内のスギが六本倒れた。「之等の樹木は鳥害の為、樹幹は腐食してゐるから從来より暫々折損倒木の被害を受けてゐる」が、突風と降雹によつて倒れたといい、これらのスギは伐採して、神社において薪として使用したいと願い出している（「天然記念物の降雹並突風被害報告」（昭和二四年六月二二日））。

昭和六年三月五日より二〇年間として設定された捕獲禁止区域については、昭和二六年（一九五一）三月四日に設定期間が終了となる。これにともない、三月二日、県の経済部長より神社に捕獲禁止区域の継続設置の可否、面積などに関する問い合わせがなされている（「ごみさぎ、あをさぎ捕獲禁止継続設置について」（昭和二六年三月二

日)。三月一七日に神社から出された回答が残っている(「う、ごぬさぎ、あをさぎ捕獲禁止継続設置について」)。

(前略)

捕獲禁止区の設置は存続することを可とする。但し「ごぬさぎ」については区域を縮小して単に猿賀村大字猿賀のみとされたい。其の理由は近来「ごぬさぎ」の蕃殖は非常に多くなり、境内の樹木が之を収容すべく容易ならざるものがある為に、樹木の枯死するもの逐年増加し、現況のままでは樹木が全滅の虞があると考へられる。結局他の「あをさぎ」「う」が渡来しても営巣する場所を失うことになり、将来天然記念物たり得ない時期が到来するのではないかと懸念せらるるものがある。

「ごぬさぎ」は田畠の害鳥である。県下各所に散在してゐたものが逐はれて、安全地帯たる当神社境内に集まつて来たものである。古来、猿賀様の贅と称へられて有名なものは「あをさぎ」「う」の二種であつて、古老の話によれば明治時代には見えなかつたものであるが、逐年増加して今日の状態となつたものであると云ふことである。故に天然記念物たる当神社境内を護持する為には、「ごぬさぎ」の営巣を制限する必要がある。従つて捕獲禁止区域を縮小して或る程度の緩和を考へることが緊要である。

(中略)

樹林保護については県に於ても特に考慮を願ひたい。当神社に於て隨時植林しつつあるけれども「ごぬさぎ」の為若芽をむしり取られることがある。これは卵を孵化するときに卵の殻に若芽から水分を吸収せしむる為である。其の被害も少なくない。

(後略)

ゴイサギの被害は深刻であるとして、ゴイサギの営巣制限が主張されている。アオサギとカワウは古くから営巣していたが、ゴイサギは新しいことも、ゴイサギを排除する理由としてあげられている。捕獲禁止区域の設定自体は「可」であるが、捕獲禁止区域を縮小することが提案されている。また、引用文書の下略の部分には以下のようなことが書かれている。この文書が書かれた前年の昭和二十五年一〇月二六日に、文化財保護委員会事務局保存部記念物課長が猿賀神社を視察している。この際、神社からゴイサギの営巣制限に関する陳情したところ、「或る程度何等かの方法を講ずることは余義ないだらう」と語つたということも付け加えている。

昭和二七年（一九五二）六月一日、県から再度神社に対して、捕獲禁止区域の設定に関する問い合わせが来ている（「ゴイサギ、アヲサギ捕獲禁止区設置について」）。これに対し、神社からは七月八日、捕獲禁止区域の設定は「否」であるという回答が出されている。ゴイサギの「駆除の徹底を期せられることを切望する」という言葉とともに、「他の二種の鳥は捕獲を禁止されてゐる所謂保護鳥であるから禁止区域を廃止しても何等の影響もない」と考へるとして、アオサギとカワウも含めて捕獲禁止区域の廃止を申し出ている。二六年段階での回答よりもより強く鳥の制限を図りたいという神社側の意向が押し出されている。この際、最近、盛美園の樹木にも鳥の害が出ていていることが述べられている（「ゴイサギ、アヲサギ、鵜捕獲禁止区域設置について」）。

こうした神社からの要望を受けて、同年九月二六日には、猿賀神社境内のゴイサギ・アオサギ捕獲禁止区域について、県から捕獲禁止区域として再設置しないという通達が出ている。これは、神社の働きかけに応えたもので、理由としては狩猟法に該当する場所であり、保護上支障がないためであるとしている（「南津軽郡猿賀神社地内のゴイサギ、アヲサギ、捕獲禁止区設置について」）。

昭和二八年（一九五三）三月一日には、天然記念物保存維持費に対する助成金の申請書が神社から文化財保護委員会に出されている。この当時の被害の状況と、対応が記されている部分を以下に引用しておく（「天然記念物

保存維持費に対する助成金交付申請書」)。

「ゴイサギ」が非常に増加して之れが為に樹林が甚だしく損傷して年々枯死倒木を重ねて、林相は見るに忍びない実況に相成つて居りますので、年々植林をしてゐますけれど、之等鳥類の樹上よりの脱糞は苗木の成育を妨げられるから補植、手入、清掃に要する費用の捻出に苦心してゐる次第であります。加ふるに之等の鳥類は柴を以て巣を作り其の材料を境内一円に散乱して、参道の如きは毎日数回取片付け或は清掃を要する有様で、脱糞は風に吹かれて恰も霧の如く社殿工作物を汚し、臭氣甚しく、之等の処置に対する人件費は莫大なものであります。

ゴイサギの追い出す方法としては、長い竿に幣束や旗のようなものをつけて振り回す、ということが述べられています。

昭和三〇年（一九五五）六月八日、神社から「天然記念物に包含する一種の有害鳥の指定取消について申請」が提出される。これは、天然記念物の指定から、ゴイサギの指定取り消しを申請したものである。

（前略）

理由

- 1 群棲して樹木（主として営巣してゐる樹木）の若芽を折損して枝葉を枯らす。（卵に水分を与へる為の行為）
- 2 当指定区域内の樹木は其の被害に依り逐年枯死しつつある状態にあるが故に、健全なる葉が少なくなつてゐるから、数年前より当所に接近してゐる名勝盛美園（重要文化財）に群集して庭園内の樹木の枝葉を盛

猿賀神社社叢林におけるアオサギ・ゴイサギ・カワウの被害と対応

んに折損し、美觀を甚だしく損傷してゐる。

水田に群集して餌を得んが為、苗代を搔き荒して苗を損傷する被害甚大である。

五位鷺は法定保護鳥でない。

従来、猿賀神社（蕃殖地）を中心に周囲一里の間を此の三種の鳥の捕獲禁止区域として農林大臣より指定されてゐたが、昭和二八年より之れが解除になりました。即ち鶴、鷺は保護鳥であるから其の必要無く、

唯五位鷺の為に保護を加へるやうになるから、不用のものとして禁止区域の指定の廢止されたものと存じます。

古来、猿賀の鶴、鷺と称へて地方に広く知らして居たものはこの一種でありまして、五位鷺はゐなかつた

のが近年に至り年々増加して、其の被害が漸次多くなつて参りました。昭和十年天然記念物の指定を受けた当時は五位鷺が少數であつたので、其の被害のことなどは考へられなかつたものと思はれます。現在、鶴、青鷺の営巣は両者殆ど同数位で約八十巣位ですが、五位鷺に於ては数へきれぬ程で少なくも三百位であります。

鶴、青鷺のみの時代は目立つやうな被害がなかつたが、五位鷺の増加に伴ひ被害程度逐年多きを加へ、現

在の実況は境内樹林の全部は殆ど枯損木同様の状態を呈し、之れに対する適切な保護方法も無く、茲十年ならずして全境内林の全滅することは火を見るより明らかであります。

之れに対する対策は先ず以て五位鷺の指定を取消すの外に途がありません。

五位鷺を放逐する方法は簡単であります。鶴は二月下旬、青鷺は三月中旬渡来、次々に営巣産卵するのに對して、五位鷺は四月下旬の頃より飛来して樹木に止り営巣の気配も無く漫然と日時を経過し、五月下旬の頃より漸く営巣に取りかかり、産卵の頃は鶴、青鷺の早いものは巣立ち、次々に成長してゐます。斯か

る状態になつてゐる鶴、青鷺は如何なる事態が起つても巣を捨てて逃げ去ることがありません。仍て長尺の竹に旗をつけて五位鷺を逐ひ出し、境外に於て銃器使用射撃を加へて放逐し、翌年再び同様方法を以てせば、三年目は飛来を見ないやうになります。この方法は県内諸方に於て実験有効を認められてゐます。

以上、陳情致しまして五位鷺を当天然記念物区域より放逐除外して鶴、青鷺のために樹林を護持したい次第で御座いますから、格別の御詮議を以て速かに御承認御指令下さいますやう此段申請致します。

(後略)

ゴイサギによる被害と、ゴイサギの駆除方法がより具体的に主張されている。この申請が許可されゴイサギの駆除が図られた。⁽²²⁾昭和三〇年（一九五五）と三一年（一九五六）の二年間、許可を得たハンターがゴイサギのみを數十羽から数百羽射殺したという。しかし、昭和三一年の夏、新しく着任した山谷正宮司が交渉して駆除は中止された（天然記念物「猿賀ノ鶴及鷺蕃殖地」について」昭和三九年三月五日⁽²³⁾）。

以上のように、昭和初期からゴイサギが増殖し、その結果、神社境内に糞が撒き散らされ、樹木の枯死も進んでいた。「神社文書」からは、昭和一〇年代から二〇年代にかけて宮司であつた山谷義雄が鳥の被害を克服して神社を守り、鳥の営巣地を保護していくため、さまざまな対策をしていくことが見えてきた。

現在の山谷敬宮司は昭和二〇年代から三〇年代の状況を以下のように語る。

神社の木は枯れ放題、糞は垂れ放題だった。雛が落ちて、ぎゃーぎゃー泣いていた。魚を落とすので、ハエが飛んだ。境内は異様な光景と異様な臭いだった。気持ちよくない。卵が落ちて割れていた。神社が片付けた。お参りした時には、傘を差して参った。いいものを着てくると穴が開くといった。新車のお祓いに来て、糞を落と

されたら錆びてしまう。車の祈祷が増えたのは、サギ、ウがいなくなつてからだからよかつた。神社のお使いといふ言い伝えもあるため、追つ払いたいけど手が出せない。快く思つてなくとも、黙認せざるをえない、という感じだった。

山谷敬宮司の言葉からも、当時の神社では営巣地維持のために対策をしなければならなかつた状況がうかがえる。

六 営巣地の消滅

ようやくゴイサギの駆除が実行され始めた昭和三〇年代、ゴイサギのみならず、アオサギとカワウの営巣数も激減していく。昭和三八年（一九六三）の尾上町に対する神社からの報告では、鳥の生息状況が述べられるだけで、被害やその対応を求める言葉はみられない（「天然記念物鶲鷺飛来状況報告の件」（昭和三八年三月一八日））。昭和三九年（一九六四）三月五日の「天然記念物「猿賀ノ鶲及鷺繁殖地」について」では、鳥の経年変化などとともに、「減少理由」と「対策」についても記している。

（前略）

昭和二十四年頃からいわゆる終戦後毎年連続やつて来る台風のため、主要営巣地帯の老令杉が倒伏し、その数はその地帯の約半数に減少した。営巣によつて杉の頂上付近が腐り出し、遂には胴木が空洞となつて倒れるもの許りである。斯くて営巣用樹木の激減が鳥の飛来数減少の理由となるのではなかろうか。

之が対策として、年々数十本の三年木、乃至五年木の杉を植林するが、これ亦これ等の鳥の糞の為、枯死する

ものが多い。已むを得ず、イタリヤポプラ、落葉松等の比較的強く且生育の早いものを植えて、営巣に便ならしめようとしているが、これとても役に立つ迄には十数年を要する。
樹木保護が之等鳥類の保護となることを思い、枯死木と雖も最悪の場合を除く外は倒さぬ方針を定め、年々之等鳥の増加を願っている。

(後略)

昭和三一年まで鳥の制限が図られていたが、昭和三九年には鳥の増加を願う、という言葉が出るまでになつていて。背景としては、鳥の急速な減少がある。ただし、鳥が減少しても、境内の樹木の枯死が進んでいるのは事実であり、植樹をおこない、枯死した木もできるだけ倒さない、などの対策をとっている。植樹の際には生育が早く強い木を選んでいることも分かる。

昭和三九年（一九六四）六月一〇日に神社が調査した報告には以下のようない記述がある（「天然記念物鶲鷺の繁殖地現況調査」）。

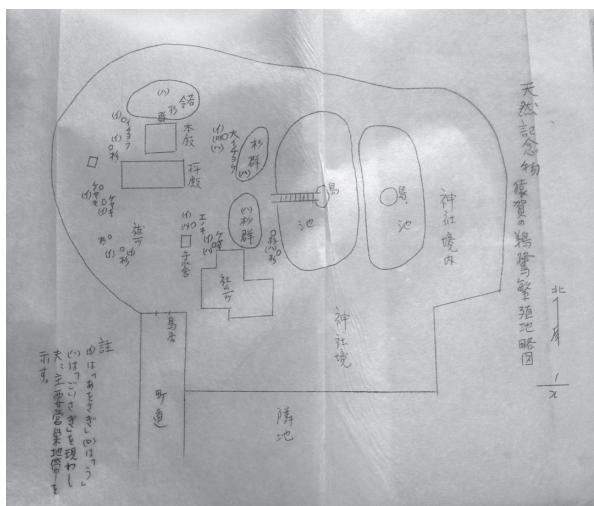


写真22 昭和39年（1964）の社叢林と営巣状況（「天然記念物『猿賀ノ鶲及鷺繁殖地』について」（昭和三九年三月五日））

例年ならば、営巣樹下一円は落下餌の散乱多く、腐敗臭激しきに、今年はその様な状況が見られない。

昭和四〇年（一九六五）九月一〇日、台風二三号により、社殿前の大イチヨウが倒木した。推定樹齢六〇〇年といいう大木で、この年代でもカワウとアオサギが毎年一〇程度の巣を作っていた。このイチヨウが倒れたことで、来年の営巣は不可能になるのではと報告されている。同じ台風で、スギが一七本、モミ一本（このうち一〇本はゴイサギ・アオサギの営巣がある）も倒木している（「台風二十三号による「う、さぎ」繁殖に及ぼす影響について」（昭和四〇年九月二四日））。

昭和四〇年（一九六五）を最後にカワウの飛来がなくなり、昭和四三年（一九六八）を最後にアオサギの飛来がなくなった〔小山 一九七⁽²⁴⁾〕。そして、昭和四五年（一九七〇）を最後にゴイサギの飛来もなくなった。昭和四七年（一九七二）、文化庁ではこのまま天然記念物として指定しておくのは問題があるとして県に対しても調査の依頼があり、五月一六日、県文化財専門委員の和田千蔵などが猿賀神社を調査している。和田はこの際、減少の理由として以下のようものを挙げている（「天然記念物う、さぎの調査について」昭和四七年五月一六日）。

- 1 営巣の場所（これをアパートと称している）がない。これは台風により大木が倒木したためと考える。
- 2 池の護岸が人工的で水鳥が遊ぶためには浅瀬があつて自然的でないと住みつかない。
- 3 周囲の家屋の構造が変りカラートタンが増えたのも原因となっている。鳥類は色彩をきらう習性がある。

和田は、以上のような自然環境の変化・破壊が最大の原因としている。このほか、コロニーが消滅した理由として、①古木が台風などで倒れたこと、②食物（甲殻類・カエル・タニシ・昆虫）が農薬の関係で少なくなったこと、③町内の有線放送の音やバイクの音、「鈴木 一九七三」、「エサの不足と神社の境内に無制限に入る人やバイクの騒音」「小山 一九七一」なども考えられている。弘前野鳥の会の小山信行はゴイサギの駆除も原因のひとつと

考へてゐるという〔佐原 一九九六〕。『尾上町の文化財』では、神社文書に掲載される和田千蔵の説を紹介しており〔白戸 一九八五〕、『尾上町誌』では第六章文化第二節文化財のなかで和田千蔵の説を紹介し、第一章自然環境第五節生物のなかで、台風によるイチョウ・スギなどの倒木と、農薬によつて餌が欠乏したことが原因とまとめている〔尾上町 一九九二〕。佐原はこのような諸説を紹介したうえで、農薬の影響が深刻であったと考えてゐる。日本全体で進行してゐた事態の一つであるという〔佐原 一九九六⁽²⁵⁾〕。

鳥の飛来・営巣がなくなつたため、昭和五八年（一九八三）一〇月一五日、尾上町教育長および猿賀神社宮司・山谷敬氏から、文化庁長官あてに天然記念物指定の解除申請がなされ（「天然記念物猿賀のう、さぎ指定解除申請」）、昭和五九年（一九八四）に天然記念物の指

定が解除された。猿賀神社からサギやウがいなくなくなったことは、地域の人々にとつては残念なことでもあつたようである。天然記念物指定当初の国の方針を痛烈に批判している白戸金治郎も、「一択の侘しさを感じる」と表現している〔白戸一九八五〕。

一方で昭和五〇年代には境内の緑が復活してきたという。昭和五七年二月二十五日、宮司代務者の山谷敬氏から文化庁長官にあてた報告書では、鳥の営巣数の経年変化をまとめるとともに（表2）、「今後の対応」という記述がある（「天然記念物猿

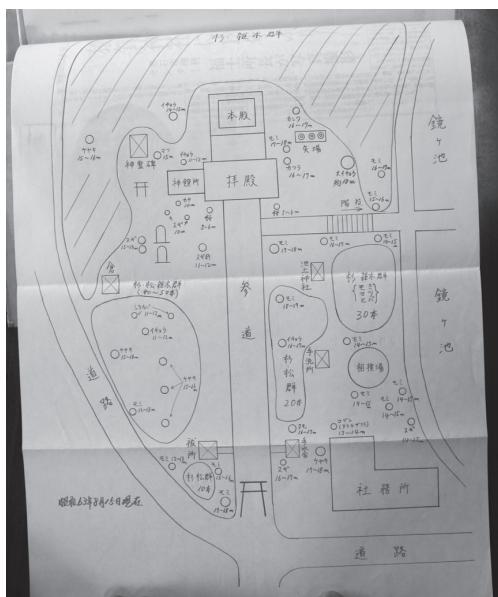


写真23 昭和63年（1988）8月15日当時の社
叢林（佐藤孝二への送付資料）

賀の鶲及び鷺繁殖地の状況について（報告）」。

境内に緑が繁茂している現在、これらの鳥が飛来営巣した時は、神使（靈鳥）として保護すべきは当然であるが、過去のようにフンにより緑が枯れる事が懸念される。言わば、鳥を保護すべきか、緑を保護すべきかの問題が生じる事が予想され、過去にも神社関係者はその点を苦慮している。

鳥の飛来がなくなつて一〇年あまりたつた昭和五〇年代後半には境内の緑が回復していることがうかがえる。ただ、このときの宮司代務者は、今後鳥が営巣するようになつたときのことを危惧している。この宮司代務者は現在の山谷敬宮司である。筆者が聞いたところ山谷宮司は以下のように語る。

昭和四三年にサギがいなくなつた。ウはそのあといなくなつた。いなくなつたあと、サギは弘前の広大なお屋敷に移り住んだという。弘前城の立木にも移つた。駆除する方法はないかと問い合わせがあつた。一〇年ぐらい前、アオサギが境内の立木に三〇～四〇巣を作つた。尾上町と相談して、住宅にも大変になるということで、町が巣を撤去した。枝もはらつた。高速の黒石インターから本線に入るところにもかなり移つていた。サワラかスギの木がある。七八年ぐらい前。今はいない。周辺には小さな集団がいる。いつ戻つてくるか分からぬ。

天然記念物指定を解除されたあと、アオサギが巣を作ることがあつたが、撤去したという。ゴイサギは昭和五〇年代から平成にかけて津軽平野北部の金木川・岩木川合流点などにコロニーを作つていた〔村田 一九八五、佐原一九九六⁽²⁶⁾〕。津軽平野を転々とする中で、猿賀神社の社叢林に鳥たちが戻る日がくる可能性はある。鳥の保護と緑

の保護については、今後も猿賀神社の課題として続していくと思われる。⁽²⁷⁾

おわりに

猿賀神社の社叢には、大正から昭和初期にかけて、アオサギ・ゴイサギ・カワウが営巣していた。大正末期に、鳥の研究者によつて注目されることになり、アオサギの営巣数が減つていることもあるつて、昭和一〇年には天然記念物に指定された。指定の背景としては、「猿賀様の使い」というように、神の使いとして鳥を守つてきたという言い伝えが重要視されていた。ところが、一方で鳥たちは人々の捕獲の対象となり、利用もされてきた。アオサギはとくに夏の土用には領主も庶民も食べるという風習があつた。一方で、鳥によるさまざまな被害もあつた。神社では営巣地となつてゐる境内の樹木が枯れて困つてゐた。周辺の水田では、ゴイサギによって稻が踏まれるなどの害があつた。カワウは養魚や池における魚の食害が出ていた。このように、地元では鳥を神の使いとして保護していただけではなかつた。狩猟の対象にもなり、被害に悩まされることもあつたのである。

神社文書からは、営巣地の管理者として、猿賀神社ではとくに樹木の被害を問題にしていていたことがうかがえる。神社では鳥ごとに詳しく被害を把握し、とくに問題なのは昭和初期から飛来するようになつたゴイサギであると考えていた。ゴイサギは枝葉の折り取りと糞の害で樹木が枯死するため害鳥であるといふ。カワウも同様であるが、ゴイサギよりも数が少ないので、あまり問題にされていない。カワウは古くからいたが、ゴイサギは昭和初期から増えたということも問題視される原因と思われる。このような鳥の被害に対し、神社としては樹木の植林をおこなつてゐる。また、天然記念物に指定されて以降、県に対して鳥の数を制限させてほしいという要望を何度も提出している。とくにゴイサギの指定を解除して、駆除したいというものであつた。この申請が認められた昭和三〇年代のころから、アオサギ・ゴイサギ・カワウとともに数が減少していく。昭和四五年にはすべての飛来がなく

猿賀神社社叢林におけるアオサギ・ゴイサギ・カワウの被害と対応

なり、昭和五九年には天然記念物指定が取り消されることになった。

猿賀神社の事例は、鳥の営巣地を比較検討するために重要な問題をはらんでいる。日本の神観念として、神は森にいるという感覚がある。したがつて日本の神社は森に覆われていたり、大きな樹木が残っていたりすることが多い。いわゆる社叢林とよばれるものである。結果として、開発が進んだ平野部で神社の森だけが大きな樹木が残っているという景観を呈してきた。森が減少してきた場合、サギやウは必然的に神社の森に営巣するようになる。しかも、神社の森は人々が利用を前提とした森ではなく、神の森として樹木を守っていたところである。したがつて、狩猟の対象となつた鳥にとつても、神社の森というのは比較的安全地帯であつたといえる。つまり、鳥を愛護するために人々は森を残してきたわけではない。

猿賀神社の場合も、アオサギが神の使いであつたから森を残し、鳥を保護したのではなく、鳥が集まつてくるようになつたから、鳥の捕獲を制限しながら、神社の景観を高める一要素としてアオサギを大事にしていた、という側面がある。ツルにも似ているアオサギは、その容姿から神の森にふさわしいと判断されたのである。容姿が黒いカワウはとくに言い伝えはなく、増えすぎたゴイサギは駆除の対象と考えられた。滋賀県の竹生島でも、サギが舞う姿は景観的に美しいといわれていたが、増えすぎたカワウは駆除の対象となつていていた。このように、鳥の容姿や営巣数によって、神社の森にふさわしいかどうかが判断されてきたことになる。神社としては、樹木に覆われていることで神の尊厳が保たれるという感覚もあり、鳥が集中しすぎて樹木の枯死が進むと、鳥は駆除の対象と考えられた。

猿賀神社の森は資源として材木などを村人が利用する森ではなかつた。しかし、神の森として、樹木が生い茂つてることが必要と考えられていた。天然記念物指定は、鳥を保護するためにおこなわれたが、法律によつて保護を強化したため、樹木枯死に対しても柔軟な対応ができなかつた。結果として、昭和一〇年代から二〇年代、ゴイ

表2 猿賀神社のウ・サギ繁殖地に関する年表

年月日	営巣地をめぐるできごと
江戸時代以前か	アオサギが猿賀神社に飛来するようになる
江戸時代から明治時代	カワウが猿賀神社に飛来するようになる
大正末期から昭和初期	ゴイサギが猿賀神社に飛来するようになる
大正8年（1919）4月	史蹟名勝天然記念物保存法成立
大正9年（1920）	和田千蔵が青森県の鳥類の渡りと繁殖状況調査を委嘱される
大正10年（1921）1月1日	内田清之助が猿賀神社のサギ営巣地として紹介 青森県、猿賀神社営巣地の保存について調査を開始
昭和3年（1928）5月10日	猿賀小学校訓導の小島繁寿が調査を開始
昭和4年（1929年）	小島繁寿の調査終了
昭和5年（1930年）	小島の報告として『史蹟名勝天然記念物調査報告 四 陸奥猿賀神社境内ニ於ケル鶴並鷺類調査』が刊行される
昭和6年（1931年）3月5日	猿賀神社周辺での捕獲禁止区域が設定される
8月	小島の報告が『史蹟名勝天然記念物』にも掲載される
10月	『浅瀬石川郷土志』刊行
昭和7年（1932年）	『天然記念物調査報告 動物之部 二』に鏑木外岐雄の報告が掲載される
昭和10年（1935）4月	和田千蔵が猿賀神社の営巣地について解説文をまとめる
12月24日	「猿賀の鶴・鷺の繁殖地」天然記念物指定
昭和14年（1939）8月30日	猿賀神社から鳥の被害に関する報告
9月	『陸奥史談』猿賀号刊行
昭和16年（1941）2月21日	猿賀神社から放水によるゴイサギの追い払いが提案される
9月27日	猿賀神社から鳥類捕獲禁止区域の解除について申請
昭和24年（1949）4月15日	天然記念物の注意札建設
5月	観光地コース設定の計画
6月17日	突風と降雹により境内のスギ6本倒れる
昭和26年（1951）3月17日	猿賀神社から捕獲禁止区域を縮小して継続することを要望
昭和27年（1952）7月8日	猿賀神社から捕獲禁止区域を廃止することを要望
9月26日	捕獲禁止区域を再設置しない通達が出る
昭和30年（1955）6月8日	猿賀神社からゴイサギの天然記念物指定解除の申請
	ゴイサギの駆除
昭和31年（1956）	ゴイサギの駆除、駆除中止
昭和34年（1959）11月21日	ウ・サギの供養碑建立
昭和40年（1965）9月10日	台風により大イチョウが倒木
	カワウの飛来最後となる
昭和43年（1968）	アオサギの飛来最後となる
昭和45年（1970）	ゴイサギの飛来最後となる
昭和47年（1972）5月16日	和田千蔵らが猿賀神社営巣地を調査
昭和59年（1984）5月7日	天然記念物指定解除

猿賀神社社叢林におけるアオサギ・ゴイサギ・カワウの被害と対応

サギの増殖とともになう樹木枯死に対する対応が遅れてしまうことになった。

一方で、猿賀の村人や猿賀神社としては、一時的に捕獲したり、増えすぎた鳥を追い払いつつ、神社の鳥を大事にしてきたことも事実である。他地域から鳥を捕りに来る者を追い払ったのは、鳥は自分たちのものである、という感覚があつたと思われる。⁽²⁸⁾ 愛知県美浜町のカワウは糞利用をするために、村の資源であり、村の鳥であるという意識が根強かつた。猿賀神社の場合は食用などの利用は限られていたようであるが、神社の景観を高める意味などから、やはり村の鳥として意識され、守られてきたのではなかろうか。

信仰の森を維持管理していくためには、寺社のみならず地域住民の関与が重要であったと思われる。竹生島においても、明治時代になつて社叢林の管理者が錯綜したことにより、鳥の被害が拡大したという側面がある。今回の調査では、猿賀神社の江戸時代や明治時代における社叢林の維持管理に関する記録を見つけることはできなかつた。しかし、村人が鳥の番をするなど、明治時代にも社叢林や鳥の営巣について、村人の関与があつたと推測される。社叢林における鳥の被害をいかに克服していくのかというのは全国的な問題である。これからも、社寺林の営巣地において、寺社と地域住民が自分たちの資源として森と鳥を維持管理してきた知恵と工夫を探つていきたい。

(注)

- (1) カワウ営巣地に関する共同研究は、亀田佳代子氏（滋賀県立琵琶湖博物館・鳥類生態学）、牧野厚史氏（熊本大学・環境社会学）、前迫ゆり氏（大阪産業大学・植物生態学）などとともに、文部科学省科学研究費補助金、滋賀県立琵琶湖博物館共同研究などにおける共同研究として現在も継続しておこなつている。
- (2) 竹生島における江戸時代から明治時代にかけての鳥の「被害」と対応については、別稿を予定している。
- (3) 『浅瀬石川郷土志』〔佐藤 一九三二〕や和田千蔵の解説文〔和田 一九三五〕には鳥による被害も報告され、

『尾上町の文化財 その由緒由来考』〔白戸 一九八五〕や『尾上町誌』〔尾上町 一九九二〕では神社の苦勞についても紹介されているが、猿賀神社の営巣地を取り上げた報告は大半が鳥の生態や生息数の変化について述べたものである。

(4) 便宜上、この資料のことを以下、「神社文書」と称しておく。形態としては、公文書のような形式で、関係書類が簿冊に綴じてある。以下、個別の文書を引用する際には、個別の資料名を提示することにする。なお、引用資料の句読点については、筆者が適宜挿入した。

(5) 『尾上町の文化財 その由緒由来考』は、昭和一一年一月一五日、昭和一四年八月三〇日、昭和一六年二月二一日などの神社文書の一部を翻刻している〔白戸 一九八五〕。

(6) 和田千蔵は青森県師範学校などで博物学（生物学）の教官として活躍し、青森県の自然史解明に貢献した人物であった。

(7) 「鳥獣調査事業」の成果である『鳥獣報告集』には、大正末期から昭和初期にかけての、和田による青森県の鳥類の報告がしばしばみられる〔唐沢 一九九八〕。このなかに、アオサギ・ゴイサギ・カワウに関する情報も出ている。猿賀神社のカワウについては、大正一五年二月七日渡来（四月一三日報告）、昭和二年二月一六日渡来（四月六日報告）、昭和五年二月一六日渡来（三月一八日報告）という報告が和田千蔵からなされている。猿賀神社のゴイサギについては大正一五年四月五日渡来（四月二十四日報告）という報告が同じく和田千蔵からなされている。このほか、昭和六年に猿賀神社に渡來したウドゴイサギについては、青森県保安課の藤田仁十郎による報告がある。また、和田千蔵は、黒石の円覚寺境内のゴイサギについても大正一五年七月一五日に報告している。

ところで、『史蹟名勝天然記念物調査報告 四 陸奥猿賀神社境内ニ於ケル鵜並鷺類調査』〔青森県史蹟名

勝天然記念物調査会

一九三〇]には、和田千蔵が大正九年に発表した「陸奥の渡り鳥」に猿賀神社の情報

が記載されたとある。しかし、『陸奥の渡り鳥』は大正一五年の刊行である〔和田 一九二六〕。『陸奥の渡り鳥』には、アオサギとゴイサギが猿賀神社に営巣すると記載されているが、筆者の調査では、大正九年に

和田が猿賀神社のサギ・ウに関する発表した文献は見出すことはできなかつた。

(8) 当時の猿賀小学校は、猿賀神社の社務所付近にあつたといふ。小島繁寿は昭和三年四月から五年三月まで、サギ・ウの調査のために県から派遣されて赴任していたといふ〔白戸 一九八五〕。

(9) 『史蹟名勝天然記念物調査報告 四 陸奥猿賀神社境内ニ於ケル鶴並鷺類調査』〔青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇〕と『史蹟名勝天然紀念物』六一八に掲載されている小島繁寿の「陸奥猿賀神社境内に於ける鶴並鷺類」「小島 一九三一」はほぼ同じ内容となつてゐる。『郷土誌 陸奥史談』一〇に掲載された小島繁寿の「猿賀神社に於ける鶴、鷺に就て」「小島 一九三九」は、文末に小島自身が記しているように、『史蹟名勝天然記念物調査報告 四 陸奥猿賀神社境内ニ於ケル鶴並鷺類調査』の内容を、その後の調査により訂正したものであるといふ。

なお、『史蹟名勝天然記念物調査報告 四 陸奥猿賀神社境内ニ於ケル鶴並鷺類調査』〔青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇〕(一〇二六ページ)には、「昭和五年二月 陸奥県社 猿賀神社ニ関スル伝説」(一〇一二ページ)というものが添付されている。佐原氏は別の文献として記載しているが〔佐原一九九六〕、この資料を提供してくれた青森県史編纂グループの福島春那氏によると、あとから合冊した様子は見られないといい、当初から一体化した冊子であつたと思われる。〔陸奥県社 猿賀神社ニ関スル伝説〕の中には、ウサギにかかるものとしては、明治九年のサギの巣の数を記した「神様と鳥の巣の話」、および鳥獣の肉や卵を食べない内容を記した「卵を食べた話」が収録されている。

(10) のちには、信仰上の理由よりも、アオサギ・ゴイサギ・カワウの三種が集団繁殖をしているという理由によつて、猿賀神社の営巣地が天然記念物に指定されたと記した文献が多くなつていく。北日本では同じ種だけコロニーを形成するのが一般的で、複数の種が同じ林で集団繁殖する例は珍しかつたからであるという

〔佐藤 一九六七、青森県史編さん自然部会 一〇〇三〕。

(11) かつては、池の東側に湿地が広がつていた。見晴ヶ池は湿地の一部が池になつたものである。この湿地はサルケと呼ばれる泥炭の産地である。サルケはアイヌ語で泥炭という意味であるため、猿賀の語源といわれている〔佐藤 一九三二〕。

(12) 東北地方の民俗を克明に記録している菅江真澄は、天明五年（一七八五）八月一六日と寛政七年（一七九五）一月一四日に猿賀神社を訪れている。天明五年は「外が浜風」〔内田 一九六五〕、寛政七年は「津軽の奥」〔内田 一九六七〕に記述がある。これらにはサギ・ウの記述はない。旧暦であるため、菅江真澄が訪れた時期には鳥がいなかつたということも考えられる。今回の調査では、このほかに江戸時代の紀行文などに猿賀神社が登場する事例を見出すことはできなかつた。

(13) いずれも昭和三〇年代以降の資料、文献に出ている。昭和初期の資料、文献にはカワウの渡来時期を明治時代としたものはない。

(14) 佐藤孝二も神社文書を見ており、カワウ・アオサギ・ゴイサギの巣の数をグラフにしているが〔佐藤 一九八九〕、本稿ではより正確な数字を提示するために表にした。

(15) ただし、『図説日本文化地理大系 一六 東北II』には、猿賀神社のウやサギに関する写真はみられない。「青森県の自然」という項目の中に「南津軽郡尾上町猿賀のウやサギの繁殖地」が国の天然記念物として保護されている、という記述があるだけである。なお、猿賀神社近くの盛美園については、「津軽平野」とい

う項目の中に写真が掲載されている「浅香 一九六一」。

- (16) 昭和二四年（一九四九）生まれで、猿賀小学校に通っていた村田孝嗣も「大型でツルに似たアオサギが、境内の杉の老木の上に群れている姿は、訪れる観光客の目を奪つた」と記している〔村田 一九八五〕。

- (17) 地域の生業と鳥の営巣は密接に結びついており、かつては、猿賀ナスの産地で、ナスを収穫したあの枯茎が硬くて丈夫なため、鳥たちの巣材としてよく使われていたともいう〔和田 一九三五、青森県史編さん自然部会 二〇〇三〕。

- (18) 内田清之助は、ウとサギを大事にしていたため、「ウサギが殖えて作物や森林を荒らしても、お構いなしに大切にしていた」と記している〔内田 一九六〇〕。山谷敬宮司によると、神社の前に建てられていた天然記念物の標識に「ウサギ」の繁殖地とカタカナ表記がされていたため、参拝者から、「どこにウサギがいますか」という問い合わせもあったという。写真3にもこの表記は写っている。

ところで、猿賀神社のお使いとしてはアオサギが中心であり、アオサギ・ゴイサギ・カワウの繁殖地であるため、「サギ・ウ」と表現するほうがより正確であるようにも思われる。しかし、天然記念物の名称としては「鵠鷺」と表記されることになっている。この地域では、ウサギを食べないというような伝承があるため、ウとサギの組み合わせとして「ウ・サギ」という表現については、天然記念物指定以前から地元で言われていた可能性がある。

- (19) 和田千蔵はゴイサギが一番利口で、アオサギ・カワウを圧倒する傾向がみられるという。もしゴイサギが一番先に渡来するなら、他の鳥が営巣する場所がなくなるので、ゴイサギを駆除しなければならなくなつていた、と指摘している〔和田 一九三五〕。現実には、ゴイサギの渡来は最も遅いため、和田はゴイサギの駆除を主張していない。

(20) 『尾上町の文化財 その由緒由来考』は、この神社文書を引用したうえで、当時の国による文化財指定は一方的命令であり、現地の事情をまったく斟酌していない通達であつたと批判している〔白戸 一九八五〕。

(21) 鳥類生態学の亀田佳代子氏（滋賀県立琵琶湖博物館学芸員）にアオサギ・ゴイサギ・カワウが営巣地に与える影響について聞いたところ、以下のようなご教示を得た。アオサギもゴイサギも生きた樹木の枝葉を自分で折り取ることはないので、その分カワウよりは影響が少ないのではないか。また、一羽単位でアオサギ・ゴイサギと比べると体重が一番重いのはカワウである。カワウは体重が重いため、糞量が多く、カワウの体重と体型、樹木への止まり方（サギより不器用）などを考えると、枝にとまつただけでも枝葉を落とす可能性がサギ類より高いこと、カワウは繁殖期間が長いのでその分影響も持続すること、など、カワウが最も樹木への影響力が大きい。アオサギとゴイサギを一羽単位で比較すると、体の大きいアオサギの方が、糞量や体重などで若干影響は大きいのではないか。これらのことを考えると、ゴイサギの被害が大きく、アオサギの被害が少ないと、ゴイサギの個体数が圧倒的に多かつたことが考えられるという。

以上から、昭和一〇年代から二〇年代に神社から再三ゴイサギ駆除を申請し、一時的にカワウの駆除を申請しているのは、カワウによる影響は大きいが個体数が多くなかつたことと、ゴイサギの個体数が多く、ゴイサギがアオサギ・カワウを圧倒しているという状況による危機感があつたと思われる。

(22) 盛美園の木の枝を巣に使うという理由で駆除されたと記す文獻もあるが〔佐藤 一九六七〕、管理者の猿賀神社に残された「神社文書」によると、営巣地である神社の樹木枯死が最大の要因である。ゴイサギの駆除については、鳥の保護の観点から好意的ではない文獻もあるが、樹木保護に努めたと積極的に評価している文獻もある〔白戸 一九八五〕。

(23) 「天然記念物「猿賀ノ鵜及鷺蕃殖地」について」（昭和三九年三月五日）によると、山谷義雄は昭和三一年六月

猿賀神社社叢林におけるアオサギ・ゴイサギ・カワウの被害と対応

に宮司を退任し、同時に山谷正が宮司に着任している。山谷正宮司はアオサギ・ゴイサギ・カワウの三種の鳥の保護を方針として、ゴイサギの捕獲を中止させている。ただし、ゴイサギ駆除の年代については、昭和三二・三年ごろ〔佐藤 一九六七〕、三三年の春〔村田 一九八五〕としている文献もある。村田は当時、猿賀小学校の四年生であつたといい、撃ち落とされたゴイサギを拾い集める役をしていたという〔村田 一九八五〕。

(24) 弘前野鳥の会の小山信行は、昭和四〇年から四五五年にわたり、猿賀神社のカワウ・アオサギ・ゴイサギの変化を調査している〔小山 一九七一〕。

(25) 昭和二〇年（一九四五）の敗戦後、進駐軍が猿賀神社に来て空砲を撃ち鳥を追い出して鳥を撃つてゐるが、これは減少の原因とは考えられていない。むしろ、このときは被害が大きかつた時期である。これも樹木保護の一環と捉えている文献もある〔白戸 一九八五〕。ただし、山谷敬宮司は、「進駐軍が遊び半分で獵銃を撃つたことはあつた」と語る。

(26) 弘前市内では昭和五〇年代にゴイサギが増殖し、付近の池や堀の魚を食ひ荒らしているとして問題になつてゐる〔小山 一九八一〕。

(27) 山谷敬宮司によると、今は白鳥に困つてゐるという。白鳥は一五・六年前から境内の池に来るようになつた。

白鳥は一月末から二月になると飛来する。池は凍結するが、水口の辺りは凍結しないため、長い首を泥の中へ突つ込んでハスの根をつついてゐるという。この池はハスが有名であるが、白鳥がつついたことで、その夏はハスが壊滅状態になつたこともあるという。

(28) 村田孝嗣は「物珍しげにアオサギを見上げてゐる人に、私は子供ながらあたかも「僕のアオサギだ」とでもいうように自慢したい気分になつたりもした」という。また、猿賀小学校の校歌にもアオサギが出ており、

「アオサギに誇りを感じていた」ともいう。猿賀の人々にとって、猿賀神社に営巣するアオサギなどは自分たちの鳥、という感覚があつたことがうかがえる。

(参考文献)

- 青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇『史蹟名勝天然記念物調査報告』四 陸奥猿賀神社境内ニ於ケル鶲
並鷺類調査 青森県史蹟名勝天然記念物調査会
- 青森県史編さん自然部会編 一〇〇三『青森県史 自然編 生物』青森県
青森県立郷土館編 一一〇一『青森県立郷土館だより』四〇一二 青森県立郷土館
- 浅香幸雄・木内信蔵・児玉幸多 一九六一『図説日本文化地理体系』一六 東北II 山形・秋田・青森 小学館
- 内田清之助 一九二一『迷信と鳥類保護』『教育画報』一一一五
- 内田清之助 一九五七『天然記念物の鳥』三『日本文化財』二三一
- 内田清之助 一九六〇『天然記念物・鳥類編』創元社
- 内田武志・宮本常一訳 一九六五『菅江真澄遊覧記』一 平凡社
- 内田武志・宮本常一訳 一九六七『菅江真澄遊覧記』三 平凡社
- 尾上中学校郷土研究クラブ編 一九六三『猿賀神社の鶲・鷺』『郷土資料』おのえ 一
- 尾上町編 一九九二『尾上町誌』通史編 尾上町
- 鎌木外岐雄 一九三三『猿賀の鶲・鷺蕃殖地』『天然紀念物調査報告 動物之部』二 文部省
- 唐沢孝一監修 一九九八『鳥獣報告集』一〇三 昭星社
- 唐沢孝一 二〇一二『3代会頭 内田清之助』『日本鳥学会誌』六一

猿賀神社社叢林におけるアオサギ・ゴイサギ・カワウの被害と対応

- 小島繁寿 一九三一 「陸奥猿賀神社境内に於ける鶴並鷺類」『史蹟名勝天然紀念物』六一八
- 小島繁寿 一九三九 「猿賀神社に於ける鶴、鷺に就て」『郷土誌 陸奥史談』一〇
- 小山信行 一九七一 「猿賀神社の鳥」『弘前野鳥の会機関紙 野鳥をたずねて六年』
- 小山信行 一九八一 「越冬ゴイサギのこと」『弘前野鳥の会機関紙 野鳥をたずねて十六年』
- 佐藤雨山・工藤親作編 一九三一 『浅瀬石川郷土志』 陸奥郷土会
- 佐藤孝二 一九八九 「わが国におけるカワウコロニーの歴史と現況 一 鶴の山、日長、大巣寺、猿賀神社について」『名古屋大学古川総合研究資料館報告』五
- 佐藤光雄 一九六七 『青森県動物誌』 東奥日報社
- 佐原雄二 一九九六 「津軽平野におけるアオサギ *Ardea cinerea* ピゴイサギ *Nycticorax nycticorax* の歴史」『弘前大學理科報告』四三一
- 猿賀神社 二〇〇七 『奥州津軽の靈地 猿賀神社の栄』 猿賀神社
- 滋賀県立琵琶湖博物館編 一〇一 『しまつた! カワウ —生きものとのつきあい方—』 滋賀県立琵琶湖博物館
- 白戸金治郎 一九八五 『尾上町の文化財 その由緒由来考』 尾上町教育委員会
- 鈴木正雄 一九七三 『あかそ先生 動物百話』 津軽書房
- 藤井弘章 二〇一〇 「カワウとつきあう民俗技術 —愛知県美浜町上野間・鶴の山の歴史民俗学的考察—」『年報
村落社会研究』四六
- 牧野厚史 二〇一三 「動植物にとつての近代社会」 鳥越皓之編 『環境の日本史 五 自然利用と破壊—近現代と
民俗』 吉川弘文館
- 村田孝嗣 一九八五 『青森県野鳥物語』 東奥日報社

和田千蔵 一九二六 『陸奥の渡り鳥』 上・下 青森県叢書刊行会

和田千蔵 一九三五 「新たに指定された郷土の天然記念物」『青森県師範学校校友会誌 郷土号』四（和田千蔵

一九八〇 『青森県の博物集成』青森大学出版局 に再録）

（付記）

平成二六年（二〇一四）八月の調査では、神社文書の閲覧をはじめ、猿賀神社宮司の山谷敬氏に大変お世話になつた。なお、「神社文書」に出てくる山谷義雄は山谷敬宮司の祖父であり、山谷正は山谷敬宮司の父に当たるという。

青森県史編纂グループ民俗部会事務局の福島春那氏には郷土資料を教えていただいた。とくに、『史蹟名勝天然記念物調査報告 四 陸奥猿賀神社境内ニ於ケル鶴並鷺類調査』（青森県史蹟名勝天然記念物調査会 一九三〇）、『青森県史 自然編 生物』（青森県史編さん自然部会 一〇〇三）、『郷土誌 陸奥史談』一〇〔小島 一九三九〕、『浅瀬石川郷土志』〔佐藤 一九三二〕は青森県史編纂室より提供いただいた。

滋賀県立琵琶湖博物館の亀田佳代子氏には猿賀神社のカワウ・アオサギ・ゴイサギに関する情報を教えていただきほか、『鳥獣報告集 一〇三』〔唐沢 一九九八〕、『日本鳥学会誌』六一〔唐沢 二〇一二〕、『名古屋大学古川総合研究資料館報告』五〔佐藤 一九八九〕を提供いただいた。

お世話になつたすべての方々に感謝の意を表したい。

なお、写真については、注記のない限りはすべて筆者の撮影である。